

令和8・9年度
建設関連業務
競争入札参加資格審査
申請の手引き

【本番年申請用】

令和7年11月
岩手県県土整備部
建設技術振興課

目 次

I	資格審査申請の手続きについて	1
1	概要	1
2	申請の資格について	1
3	資格の喪失及び取消し	2
4	提出期間以降の申請について	3
5	資格審査の方法	3
6	資格者名簿の有効期間	3
7	資格者名簿の公開	3
8	申請手続きの流れ	4
9	資格審査申請基準日	4
10	提出書類及び提出方法等	4
11	申請書類の提出先	8
II	申請書の作成について	9
III	資格者名簿登録後の手続きについて	35
1	申請書に記載した事項の変更等の届出	35
2	技術者の状況の届出	37
3	事業承継等があった場合	40
4	年間委任状の提出	40
5	資本関係・人的関係に関する届出	41
別表 1	申請業務に係る技術者一覧表	47
別表 2	資格確認書類一覧表	50
別表 3	建設関連業務資格審査事項評点数値表	52
別紙	「営業所」の基準	55
	申請書類提出チェックリスト	56

I 資格審査申請の手続きについて

1 概要

(1) 資格審査

本県では、建設関連業務を次に掲げるとおり区分しており、これらの業務の委託契約に係る競争入札に参加するためには、あらかじめ競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受け、建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録される必要があります。

業 種	業 務
測 量	地上測量 地図の調整 航空測量
建築関係建設 コンサルタント	意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械設備積算 電気設備積算 調査一般
土木関係建設 コンサルタント	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート 河川、砂防及び海岸 電力土木 道路 トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設機械 造園 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 都市計画及び地方計画 港湾及び空港 建設環境 水産土木 電気・電子 交通量調査 電算関係 計算業務 資料等整理 施工管理 調査一般 市場調査
地質調査	地質調査
補 償 関 係 コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業・特殊補償 事業損失 補償関連 不動産鑑定

(2) 電子入札

本県では、建設関連業務の入札手続きに電子入札システムを導入しています。

電子入札による入札に参加するためには、あらかじめ岩手県電子入札システムに利用者登録を行う必要があります。

(3) 条件付一般競争入札

本県では、建設関連業務の委託契約について、条件付一般競争入札を導入しています。条件付一般競争入札の実施においては、入札参加者に地域要件を設定し、業務委託場所の属する区域に本店又は営業所を有する方を優先しています。

(4) 県内業者及び県外業者

この手引きにおいて、岩手県内に本店を有する者は県内業者、岩手県外に本店を有する者は県外業者として表記します。

(5) 営業所

本県の資格審査申請において登録可能な営業所は、別紙（P55）の基準を満たすものに限定していますので、この基準に該当しない営業所は記入しないでください。

2 申請の資格について

(1) 業種に係る申請要件

次の業種にあつては、それぞれに定める登録を受けている必要があります。

① 測量

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録

② 建築関係建設コンサルタント

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録

③ 補償関係コンサルタントのうち不動産鑑定

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条第 1 項の規定による登録

(2) 業務に係る申請要件

申請業務ごとに、以下の①及び②の要件をいずれも満たす必要があります。

① 別表 1 「申請業務に係る技術者一覧表」（P47～P49）の右欄に掲げる資格等を有する技術者が資格

審査申請基準日において在籍していること。

- ② 当該業務に係る技術者が、過去 10 年間に当該業務に係る実績を有していること。

(3) 申請者の欠格事項

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（未成年者、成年被後見人又は被保佐人であって契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定に該当しません。）
- ② 岩手県の県税、法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納している者
- ③ 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者
- ④ 岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（①に掲げる者を除く。）
- ⑤ 「建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程」（昭和 58 年岩手県告示第 1328 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき資格の取消処分を受けた者で、その処分の期間を経過していない者

3 資格の喪失及び取消し

(1) 資格の喪失

資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、資格が失われます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなった場合（未成年者、成年被後見人又は被補佐人であって契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定に該当しません。）
- ② 法令の規定により業務に関する登録を抹消された場合

(2) 資格の取消し

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格が取り消される場合があります。

- ① 契約の履行に当たり、故意に建設関連業務、工事又は製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした場合
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合
- ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた場合
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
- ⑥ 前各号のいずれかの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合
- ⑦ 建設関連業務競争入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると知事が認めた場合
- ⑧ 岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

4 提出期間以降の申請について

資格者名簿への登録を希望する者のうち、下記の条件を満たすものは、随時、申請することができます。この場合、申請書類は県土整備部建設技術振興課に提出してください。

なお、提出に当たっては、県土整備部建設技術振興課（019-629-5954）まで、事前にご相談またはご連絡ください。

- ① 新たに資格基準を具備するに至った場合（提出期間以降に会社等を設立した場合に限ります。）
- ② 資格者から営業又は事業の全部又は一部を承継した場合
- ③ I 3 (1)②に該当するとして資格を失った後、新たに法令の規定による登録を受けた場合
- ④ I 3 (2)に該当するとして資格を取り消され、当該取り消された資格に係る資格者名簿の有効期間が満了した場合
- ⑤ I 2 (3)②に該当することから、資格審査を受けることができなかったが、県税等を納付した場合
- ⑥ I 2 (3)③に該当することから、資格審査を受けることができなかったが、関係機関に届出を行った場合

5 資格審査の方法

資格審査は業種ごとに行い、基準に適合すると認められた方について、総合点数を算定し、「令和 8・9 年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）」に登録します。

なお、総合点数の具体的な算定方法は、別表 3「建設関連業務資格審査事項評点数値表」（P52～P54）を参照してください。

6 資格者名簿の有効期間

令和 8・9 年度建設関連業務競争入札参加資格審査申請による資格者名簿の有効期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 年間です。

7 資格者名簿の公開

資格者名簿は、令和 8 年 6 月上旬頃から県土整備部建設技術振興課閲覧室、県庁の行政情報センター及び広域振興局等の行政情報サブセンターにおいて閲覧することができます。

また、県のホームページにも掲載します。

8 申請手続きの流れ

申請手続きの流れは、以下のとおりです。

(1) 申請書の受付期間（申請者⇒県）

令和8年1月16日（金）～令和8年1月30日（金）（ただし、土日祝日は除きます。）

※ 県外業者は、令和8年1月9日（金）～令和8年1月30日（金）（ただし、土日祝日は除きます。）

【提出書類及び提出方法等】

I 10（P5）を確認の上、I 11（P8）の「申請書の提出先」に掲げる受付機関あて郵送（受付期間内必着）により申請書を提出してください。



(2) 申請書の記載内容のデータ処理【令和8年1月～3月】（県）

提出された申請書の記載事項をシステム等に登録します。



(3) 登録事項の確認【令和8年3月頃】（県⇒申請者）

① 県が登録したデータを出力した帳票を各申請者に送付します。

② 登録内容を確認いただき、誤りがあった場合は、岩手県県土整備部建設技術振興課あてメール（AG0002@pref.iwate.jp）で申し出てください。

③ 申請書を提出した日以降に、申請書の記載事項（ただし、本店の所在地、商号又は名称、代表者、連絡先の所在地、営業所の所在地、営業所の新設又は廃止に限る。）に変更が生じた場合は、速やかに「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第12号）」を提出してください。なお、技術者の在籍状況に変更があった場合は、令和8年6月1日以降速やかに「技術者状況届（様式第14号）」を提出してください。



(4) 資格審査結果の通知【令和8年5月下旬頃】（県⇒申請者）

資格審査の結果は、文書で通知します。

通知書は直ちに確認するとともに、名簿有効期間中紛失しないよう大切に保管してください。



(5) 名簿に登載【令和8年6月1日】

9 資格審査申請基準日

資格審査申請基準日は、令和8年1月1日（木）です。

10 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

次頁の表の番号順にファイルに綴じてください。

※ 資格審査申請の際には、委任状及び使用印鑑届等の提出を求めています。なお、年間委任状の提出については、Ⅲ 4（P40）を参照してください。

【提出書類一覧表】

番号	提出書類	○：必須 △：該当者	解説 P	備考	
0	申請書類提出チェックリスト	○	—		
1	申請書（様式第1号）	○	9		
2	〃（様式第1号（その2））	○	11		
3	〃（様式第1号（その3））	○	14		
4	営業に関する登録証明書等（写し）	○	16	証明書は申請日前3ヶ月以内	
5	直前2年の実績高表（様式第2号）	○	16	申請時に決算金額が未確定の場合の読み替え規定あり	
6	計算書類（令和6年及び令和7年に決算日に到来した各事業年度）		17		
	(1)貸借対照表	△法人			
	(2)損益計算書				
	(3)株主資本等変動計算書				
	(4)個別注記表				
	(5)収支計算に関する書類	△個人		確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等	
7	測量法第55条の8の規定による書類、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程または補償コンサルタント登録規程による現況報告書		△	—	
	(1)測量法による登録 測量法第55条の8の規定による書類のうち、次の書類の写し ①「損益計算書」（直前2年分） ②「添付書類（ホ） 使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数」（直前1年分） ③ ①及び②の書類に対応する表紙（確認済印又は受付印が押印されたものをいう。以下この表において同じ。）				
	(2)建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に定める登録 建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し ①「ハ 直前1年の事業収入金額」（直前2年分） ②「ニ 使用人数」（直前1年分） ③「ホ 技術管理者」（直前1年分） ④「ヘ 技術士等一覧表」（直前1年分） ⑤「ト 財務事項一覧表」（直前1年分） ⑥ ①から⑤までの書類に対応する表紙				
	(3)地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に定める登録 地質調査業者登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し ①「ハ 直前1年の事業収入金額」（直前2年分） ②「ニ 使用人数」（直前1年分） ③「ホ 技術管理者、現場管理者」（直前1年分） ④「ヘ (1)規程第3条第1号イ若しくはハに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の一覧表」（直前1年分） ⑤「ヘ (2)規程第3条第2号イに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の数」（直前1年分） ⑥「ト 財務事項一覧表」（直前1年分） ⑦ ①から⑥までの書類に対応する表紙				
	(4)補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に定める登録 補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し ①「ハ 直前1年の営業収入金額」（直前2年分） ②「ニ 使用人数」（直前1年分） ③「ホ 財務事項一覧表」（直前1年分）の写し ④ ①から③までの書類に対応する表紙				

番号	提出書類	○：必須 △：該当者	解説 P	備考
8	様式第1号（その3）の有資格技術者数に計上した技術者の資格を確認できる書類 ただし、上記7の書類の提出により資格を確認できる技術者については、提出を省略することができる。	○	50 51	別表2（P50～P51）を確認
9	営業経歴書（様式第3号）	○	18	
10	登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）【 <u>原本</u> 】	○	19	申請日前3ヶ月以内
11	納税証明書		19	申請日前3ヶ月以内
	(1) 国税に係る証明書【 <u>原本</u> 】	○		電子納税証明書は電子データを提出
	(2) 県税に係る証明書【 <u>原本</u> 】	△県内に営業所を有する者		証明する税目は、 県が賦課徴収するすべての税目 です。
12	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類	△保険加入義務がある者	19	
	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（様式第3号の2）	△保険加入義務がない者		
13	技術者経歴書（様式第4号）	○	20	
14	申請業務に係る技術者業務経歴書（様式第5号）	○	21	資格が不要な業務は作成不要
15	申請業務に係る業務実績書（様式第6号）	○	22	
16	県内営業所一覧表（様式第7号）	△県内に営業所を有する者	23	
17	東北各県営業所一覧表（様式第8号）	△岩手県以外の東北6県に営業所を有する県外業者	24	
18	法人・個人の事業開始等申告書の写し又は営業所の存在を確認できる公的機関が発行した書類	△様式第7号又は様式第8号において営業所を申請した者	25	登記事項証明書の提出により代替可 東北6県以外の営業所については不要
19	営業所の基準を満たすことが確認できる資料（平面図及び写真）		25	
20	県内技術者一覧表（様式第9号、様式第9号（その2）、様式第9号（その3））	△県内に営業所を有する者	26	
21	県内実務経験者数等一覧表（様式第10号）		30	
22	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係（1）係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第11号、別紙）	○	31	必ず別紙と両面印刷又は添付
	(2) 役員の一覧表（様式第11号の2）	○		電子データも提出
23	ISO 認証取得証明書	△認証取得している者	34	

ファイルに綴じないもの

24	資本関係・人的関係に関する届出書	○	41	
25	返信用封筒（あて先を明記、長3号、110円分の郵便切手を貼り付けたもの）	○	—	

(2) 提出方法等

① 提出部数

県内業者：正本 1 部・写本 1 部

県外業者：正本 1 部

② ファイルの綴り方

- ・ A 4 判ファイル（色は任意）に提出書類一覧表の番号順に綴じ込みのうえ、表紙及び背表紙に資格者番号（ただし、継続申請の場合に限る。）及び「商号又は名称」を記入してください。
ただし、**資本関係・人的関係に関する届出書及び返信用封筒**は、綴じ込まないでください。
- ・ 技術者の資格の確認資料や計算書類など枚数の多い書類については、別ファイルに綴じ込んでください。なお、枚数が多い書類については、内容が確認できる程度に集約コピー又は両面コピーしていただいてかまいません。

③ 電子データの提出

- ・ 電子納税証明書は、電子データをメールで提出してください。
- ・ 役員の一覧表（様式第 11 号の 2）は、書面を提出したうえで、電子データをメールで提出してください。

11 申請書の提出先

申請者の本店所在地により受付機関が異なりますので、次の一覧表よりご確認ください。

【申請書受付機関一覧表】

受付機関	担 当	所在地	電話番号	Mail アドレス	本店所在地
			FAX 番号		
盛岡広域振興局 土 木 部	管理 チーム	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 盛岡地区合同庁舎	(019) 629-6632	BA0006 @pref.iwate.jp	盛岡市 滝沢市 雫石町 紫波町 矢巾町
			(019) 652-6924		
岩 手 土木センター	管理 チーム	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市 9-48	(0195) 62-2888	ba0012 @pref.iwate.jp	八幡平市 葛巻町 岩手町
			(0195) 62-6066		
県南広域振興局 土 木 部	管理 チーム	〒023-0053 奥州市水沢区大手町 1-2 奥州地区合同庁舎 3 階	(0197) 22-2881	BD0006 @pref.iwate.jp	奥州市 金ヶ崎町
			(0197) 51-1405		
花 巻 土木センター	管理 チーム	〒025-0075 花巻市花城町 1-41 花巻地区合同庁舎 1 階	(0198) 22-4971	BB0005 @pref.iwate.jp	花巻市 遠野市
			(0198) 22-5929		
北 上 土木センター	管理 チーム	〒024-8520 北上市芳町 2-8 北上地区合同庁舎 3 階	(0197) 65-2738	BC0005 @pref.iwate.jp	北上市 西和賀町
			(0197) 63-8378		
一 関 土木センター	管理 チーム	〒021-8503 一関市竹山町 7-5 一関地区合同庁舎 3 階	(0191) 26-1418	BE0004 @pref.iwate.jp	一関市 平泉町
			(0191) 26-1425		
沿岸広域振興局 土 木 部	管理 チーム	〒026-0043 釜石市新町 6-50 釜石地区合同庁舎 3 階	(0193) 25-2708	BI0005 @pref.iwate.jp	釜石市 大槌町
			(0193) 21-1106		
宮 古 土木センター	管理 チーム	〒027-0072 宮古市五月町 1-20 宮古地区合同庁舎 3 階	(0193) 64-2221	BJ0007 @pref.iwate.jp	宮古市 山田町
			(0193) 71-1239		
岩 泉 土木センター	管理 チーム	〒027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 24-3 岩泉地区合同庁舎 4 階	(0194) 22-3116	BJ0010 @pref.iwate.jp	岩泉町 田野畑村
			(0194) 22-5222		
大 船 渡 土木センター	管理 チーム	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 大船渡地区合同庁舎 3 階	(0192) 27-9919	BG0005 @pref.iwate.jp	大船渡市 陸前高田市 住田町
			(0192) 27-3225		
県北広域振興局 土 木 部	管理 チーム	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 久慈地区合同庁舎 5 階	(0194) 53-4990	BK0006 @pref.iwate.jp	久慈市 洋野町 普代村 野田村
			(0194) 61-1123		
二 戸 土木センター	管理 チーム	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 二戸地区合同庁舎 6 階	(0195) 23-9209	BL0005 @pref.iwate.jp	二戸市 軽米町 一戸町 九戸村
			(0195) 22-1084		
県 土 整 備 部 建設技術振興課	建設業 振興 担当	〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号 県庁舎 7 階	(019) 629-5954	AG0002 @pref.iwate.jp	岩手県外
			(019) 629-2052		

Ⅱ 申請書の作成について

建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

- (1) 「資格者番号」欄
記入しないでください。
- (2) 「申請区分」欄
資格審査申請基準日時点で、令和 6・7 年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、「継続」を囲んでください。
それ以外の者は、「新規」を囲んでください。
- (3) 「住所」欄
「丁目」、「番」等については、「－（ハイフン）」でつないで、「岩手県盛岡市内丸 1 0－1」のように記入してください。
- (4) 「商号又は名称」欄
ふりがなを忘れないでください。
- (5) 「代表者氏名」欄
 - ① 法人の場合は、代表者の職名を忘れずに記載してください。
 - ② 姓と名の間は、1 字空けず詰めて記入してください。
- (6) 「電話番号」欄及び「FAX 番号」欄
市外局番から記入し、「019-629-〇〇〇〇」のように「－（ハイフン）」でつないでください。
- (7) 「登録を受けている事業」欄
測量法第 55 条第 1 項の規定による測量業者の登録、建築士法第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所登録、不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条第 1 項の規定による不動産鑑定業者の登録、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程による登録を行っている場合に記入してください。
- (8) 「連絡先」欄
次に掲げる本店所在地の区分に応じて記入してください。
 - ① 県内業者 記入しないでください（連絡先は本店のみとなります。）。
 - ② 県外業者 本店以外の連絡先を指定する場合に、記入してください。
- (9) 「申請事務担当者」欄
申請書の作成を担当し、申請内容を説明できる方の所属、氏名及び電話番号等を記入してください。

記載例（様式第1号）

様式第1号

資格者番号
—

いずれかを囲んでください。

申請 区分	新規
	継続

建設関連業務競争入札参加資格審査申請書

岩手県知事 達増 拓也 様

申請書を提出する日を
記載

○年○月○日

申請者

郵便番号

101-0064

住所

東京都千代田区〇〇町〇〇-〇〇

(ふりがな)

うちまるこんさるたんと

商号又は名称

株式会社内丸コンサルタント

代表者氏名

代表取締役 盛岡一郎

電話番号

03-1234-5678

FAX 番号 03-1234-6789

「住所」:「丁目」、「番」、「号」等
については、「—」でつなぐ。

貴県所管に係る建設関連業務の委託契約の相手方となりたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この建設関連業務競争入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

登録を受けている事業

測 量 業 者	第 123 号	建 築 士 事 務 所	第 456 号
	令和○年○月○日登録		令和○年○月○日登録
不 動 産 鑑 定 業 者	第 号	建 設 コ ン サ ル タ ン ト	第 789 号
	年 月 日登録		令和○年○月○日登録
地 質 調 査 業 者 登 録	第 号	補 償 コ ン サ ル タ ン ト	第 号
	年 月 日登録		年 月 日登録

- ・ 県内業者…記載しない
- ・ 県外業者…①本店を連絡先に指定する場合…記載不要
②本店以外を連絡先に指定する場合…記載必要

連絡先

連絡先名称	盛岡営業所		
郵便番号	020-1234	所在地	盛岡市向中野〇-〇〇-〇〇
電話番号	019-629-1234		FAX 番号 019-629-2345

申請事務担当者

部書名 営業部

担当者氏名 盛岡 次郎

電話番号 019-629-1234

メール 〇〇@〇〇.〇〇

建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号（その2））

1 申請者情報

(1) 「申請業種」欄

希望する業種名の左空欄に○印を付けてください。

(2) 「直前2年の年間平均実績高」欄

- ① 希望する業種について、「直前2年の実績高表（様式第2号）」の金額を記入してください（消費税抜きの金額で記入してください。）。なお、実績がない場合は「0」を記入してください。
- ② 希望しない業種については、実績の有無にかかわらず空欄としてください。

(3) 「資本金」欄

- ① 法人の場合は、登記事項証明書に記載された金額を記入してください。
- ② 個人の場合は、記入しないでください。

(4) 「自己資本額」欄

- ① 法人の場合は、貸借対照表における純資産合計の金額を記入してください。
- ② 個人の場合は、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定を除いた金額を記入してください。

(5) 「ISO 取得状況」欄

国際標準化機構が定めた ISO9001 及び ISO14001 の認証取得状況について、「有」又は「無」を記入してください。

(6) 「創業年月日」、「休業等期間」及び「営業年数」欄

「営業経歴書（様式第3号）」の創業年月日、「営業の休止、停止等の期間」及び「営業年数」をそれぞれ記入してください。

2 営業所等一覧

「県内営業所一覧表（様式第7号）」及び「東北各県営業所一覧表（様式第8号）」に記入した営業所の所在地について、次の表により○印を付けてください。

営業所等一覧の区分		営業所の所在地
県内	盛岡	盛岡市 滝沢市 雫石町 紫波町 矢巾町 八幡平市 葛巻町 岩手町
	県南	奥州市 金ヶ崎町 花巻市 遠野市 北上市 西和賀町 一関市 平泉町
	沿岸	釜石市 大槌町 宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村 大船渡市 陸前高田市 住田町
	県北	久慈市 洋野町 普代村 野田村 二戸市 軽米町 一戸町 九戸村
県外	青森	青森県
	宮城	宮城県
	秋田	秋田県
	山形	山形県
	福島	福島県

3 申請業務内容

- ① 申請する業務名の右空欄に○印を付けてください。
- ② 申請できる業務は、別表 1 「申請業務に係る技術者一覧表」(P47～P49)において、業務ごとに掲げる資格等を有する技術者が現に在籍し、かつ当該技術者が過去 10 年間に当該業務に係る実績を有しているものに限りします。
- ③ 技術者の資格を求めている以下の業務については、技術者が過去 10 年間に当該業務に係る実績を有している場合は、申請することができます。

業 種	申請業務
建築関係建設コンサルタント	調査一般
土木関係建設コンサルタント	交通量調査、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査

(その2)
記載例 (様式第1号 (その2))

(表面) ・申請した業種の実績がない場合は、0 (ゼロ) を記載する。
・申請しない業種の欄は、実績の有無にかかわらず (実績があっても) 記載しない。

○申請者情報

申請業種	☐ 測量	直前2年の 年間平均実績高	測	213,990	千円
	☐ 建築関係建設コンサルタント		建	0	千円
	☐ 土木関係建設コンサルタント		土	843,000	千円
	地質調査		地		千円
	補償関係コンサルタント		補		千円
資本金	15,000	千円			
自己資本額	1,234,567	千円	ISO取得状況	ISO9001	有
総職員数	73	人		ISO14001	無
創業年月日	昭和59年10月1日	休業等期間	年	箇月	営業年数 41 年

○営業所等一覧

県内	盛岡	県南	沿岸	県北	
	☐				
東北	青森	宮城	秋田	山形	福島
		☐			

○申請業務内容

業 種	申請業務名	○印	業 種	申請業務名	○印
測量	地上測量	☐	土木関係建設コンサルタント	農業土木	
	地図の調整			森林土木	
	航空測量			都市計画及び地方計画	
建築関係建設コンサルタント	意匠	☐		港湾及び空港	☐
	構造			建設環境	☐
	暖冷房			水産土木	☐
	衛生			電気・電子	
	電気			交通量調査	
	建築積算			電算関係	
	機械設備積算			計算業務	
	電気設備積算			資料等整理	
	調査一般			施工管理	
				調査一般	
土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎		地質調査	市場調査	
	鋼構造及びコンクリート			地質調査	
	河川、砂防及び海岸	☐		土地調査	
	電力土木			土地評価	
	道路			物件	
	トンネル			機械工作物	
	施工計画、施工設備及び積算			営業・特殊補償	
	建設機械			事業損失	
	造園			補償関連	
	鉄道			不動産鑑定	
	上水道及び工業用水道	☐			
	下水道				

(A4)

建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号（その3））

建設関連業務に専ら従事する常勤の役員及び職員について、資格ごとに当該資格を有する延べ人数を記入してください。

ただし、次の事項に留意してください。

① 「全技術士数（実人数）」欄

技術士資格を有する職員の実人数を記入してください。

② 総合管理部門の技術士

技術士の総合技術監理部門の資格を有する職員については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術士とみなして記入してください。

【例】

- ・ 総合技術監理部門（建設一道路）を有する
→ 建設部門（道路）に1人として記入
- ・ 1人で建設部門（道路）と総合技術監理部門（建設一道路）を有する
→ 建設部門（道路）に1人として記入

③ 技術士及びRCCM資格の同一部門の資格を有する場合

技術士及びRCCM資格の同一部門の資格を有する職員については、技術士資格にのみ1人として記入してください。

（部門別の資格（技術士、RCCM等）を複数有する職員については、有している全ての部門に1人として記入してください。）

【例】

- ・ 1人で技術士（建設トンネル）及びRCCM（トンネル）を有する
→ 技術士（建設トンネル）にのみ1人として記入

④ 等級別の資格（士・士補、1級・2級等）について

等級別の資格（士・士補、1級・2級等）は、有している上位の等級にのみ1人として記入してください。

⑤ 補償業務管理士について

部門ごとの延べ人数を記入してください。

⑥ その他

別表1「申請業務に係る技術者一覧表」備考4（P49）の表の左欄に掲げる資格を有する職員については、それぞれ同表右欄の資格を有するものとして記入してください。

記載例（様式第1号（その3））

等級別の資格（士・士補、1級・2級等）については、有している上位の等級にのみ1人として記入。

○有資格技術者数

業種区分	資格区分		資格者数	資格区分		資格者数
	測量関係	測量士	17人	測量士補		3人
建築関係	建築関係	一級建築士	3人	二級建築士		人
		建築設備士	1人	建築積算士		人
		・技術士の総合技術監理部門の資格を有する職員については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術士とみなして記入。 ・技術士及びRCCM資格の同一部門の資格を有する職員は、技術士資格にのみ1人として記入。		JSCA建築構造士		人
				1級管工事施工管理技士	2	人
				2級管工事施工管理技士		人
				第1種電気工事士	1	人
				第2種電気工事士		人
				1級電気工事施工管理技士		人
				2級電気工事施工管理技士		人
				1級土木施工管理技士	14	人
				環境計量士	2	人
土木及び地質関係	技術士（総合技術監理部門を含む）	機械（流体機器）	人	濃度		人
		機械（機構ダイナミクス・制御）	人	騒音・振動		人
		機械（加工・生産システム・産業機械）	人	第一種電気主任技術者		人
		電気電子（電力・エネルギーシステム）	人	第二種電気主任技術者		人
		電気電子（電気応用）	人	第三種電気主任技術者		人
		電気電子（電子応用）	人	伝送交換主任技術者		人
		電気電子（情報通信）	人	線路主任技術者		人
		電気電子（電気設備）	人	河川、砂防及び海岸・海洋	1	人
		建設（土質及び基礎）	人	港湾及び空港	1	人
		建設（鋼構造及びコンクリート）	1人	電力土木		人
		建設（都市及び地方計画）	人	道路		人
		建設（河川、砂防及び海岸・海洋）	1人	鉄道		人
		建設（港湾及び空港）	7人	上水道及び工業用水道		人
		建設（電力土木）	5人	下水道		人
		建設（道路）	1人	農業土木		人
		建設（鉄道）	人	森林土木		人
		建設（トンネル）	人	造園		人
		建設（施工計画、施工設備及び積算）	人	都市計画及び地方計画		人
		建設（建設環境）	5人	地質	1	人
		上下水道（上水道及び工業用水道）	1人	土質及び基礎		人
		上下水道（下水道）	1人	鋼構造及びコンクリート		人
		衛生工学（建築物環境衛生管理）	人	トンネル		人
		衛生工学（水質管理）	人	施工計画、施工設備及び積算		人
		衛生工学（廃棄物・資源循環）	人	建設環境		人
				機械	1	人
				水産土木		人
		農業（農業農村工学）	1人	電気電子		人
		森林（森林土木）	人	1級造園施工管理技士	1	人
		水産（水産土木）	13人	農業土木技術管理士		人
		情報工学	人	畑地かんがい技士		人
		応用理学（地質）	人	林業技士（森林土木）		人
		環境（環境保全計画）	1人	地質調査技士		人
		環境（環境測定）	人	農業水利施設機能総合診断士		人
		環境（自然環境保全）	人	農業農村地理情報システム技士		人
		全技術士数（実人数）	29人	農業用ため池管理保全技士		人
補償関係	補償関係	「全技術士数（実人数）」は、技術士資格を有する職員の 実人数 を記入。		不動産鑑定士		人
				補償業務管理士		人
				土地改良補償業務管理者		人

- 備考1 「資格者数」の欄には、常勤の役員及び職員のうち、有資格技術者の人数を資格区分ごとに記入してください。
- 2 総合技術監理部門の技術士については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術士とみなして記入してください。

営業に関する登録証明書等の写し

「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）」の「登録を受けている事業」欄に記入した営業に関する登録の証明書で、申請日前3か月以内に発行されたものの写しを提出してください。なお、測量業者については、証明書に代えて「測量法に基づく測量業者としての登録（更新）通知書」の写しの提出で差し支えありません。

また、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程による登録を受けている者は、登録の通知の写しを提出してください。

直前2年の実績高表（様式第2号）

(1) 「直前2年の各事業年度の決算に基づく実績高」欄

- ① 業種区分ごとに、決算に基づく実績高から消費税額を除いた金額を記入してください。
- ② 「その他」欄には、決算に基づく実績高に測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント以外のものがある場合に、その実績高を記入してください。
- ③ 「合計」欄には、損益計算書の完成業務売上高から消費税額を除いた金額を記入してください。これにより、表中の業種区分ごとの合計金額と千円単位で一致しなくても差し支えありません。

(2) 「直前2年の年間平均実績高」欄

- ① $[(\text{「前々年の事業年度の実績高」} + \text{「前年の事業年度の実績高」}) \div 2]$ により算出した額（千円未満四捨五入）を業種区分ごとに記入してください。
- ② 申請書提出時点において決算金額が確定していない場合は、「前々年の事業年度」を「前々々年の事業年度」に、「前年の事業年度」を「前々年の事業年度」にそれぞれ読み替えて記入してください。
- ③ 事業年度の変更等により直前2箇年の各事業年度に含まれる月数の合計が24か月に満たない場合は、次の例により記入してください。

【例】

・直前の事業年度	a	令和7年4月1日～令和7年8月31日	5か月	} の場合
・前々年の事業年度	b	令和6年4月1日～令和7年3月31日	12か月	
・前々々年の事業年度	c	令和5年4月1日～令和6年3月31日	12か月	

「a + b」で24か月に不足する7か月分の実績dを「 $c \times 7 / 12$ 」により算出し、余白に記入する。

年間平均実績高については $[(a + b + d) \div 2]$ により算出する。

- ④ 「合計」欄には、表中の業種区分ごとの年間平均実績高の計を記入してください。

記載例（様式第2号）

様式第2号

直前2年の実績高表

業種区分	直前2年の各事業年度の決算に基づく実績高					
	前々年の事業年度			前年の事業年度		
	令和 令和	年 年	4月から 3月まで	令和 令和	年 年	4月から 3月まで
測 量			215,820 千円			212,160 千円
建築関係建設コンサルタント			0 千円			0 千円
土木関係建設コンサルタント			856,341 千円			829,659 千円
地 質 調 査			千円			千円
補償関係コンサルタント			千円			千円
そ の 他			47,210 千円			78,530 千円
合 計			1,119,371 千円			1,120,349 千円

・業種区分ごとに、決算に基づく実績高から消費税額を除いた金額を記入。
・「その他」欄には、決算に基づく実績高に当該業種区分以外のものがある場合記入。

「合計」：損益計算書の完成業務売上高から消費税額を除いた金額を記入。これにより、表中の業種区分ごとの合計金額と千円単位で一致しなくても差し支えない。

業種区分	直前2年の年間平均実績高
測 量	213,990 千円
建築関係建設コンサルタント	0 千円
土木関係建設コンサルタント	843,000 千円
地 質 調 査	0 千円
補償関係コンサルタント	0 千円
そ の 他	62,870 千円
合 計	1,119,860 千円

計算書類

- 申請書を提出する日の属する年の前年及び前々年に決算日の到来した各事業年度のものを提出してください。ただし、「直前2年の実績高表（様式第2号）」において、前々年より以前の事業年度を含めて実績高を計算している場合には、その事業年度分についても併せて提出してください。
- 消費税の処理方法（税込、税抜の別）を明記してください。
- 個人の場合は、売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）を提出してください。

営業経歴書（様式第3号）

(1) 「創業」欄

創業年月日と建設関連業務の営業を開始した年月日が異なる場合は、建設関連業務の営業を開始した年月日を記入してください。

(2) 「営業の休止、停止等の期間」欄

営業を休止、停止等した年月日と、その合計年月を記入してください。

(3) 「備考」欄

創業以来の主な営業の経歴（商号又は名称の変更、組織の変更、合併・分割、賞罰等）を記入してください。

(4) 「資格審査申請基準日の前日」欄

令和7年12月31日と記入してください。

(5) 「営業年数 満 年」欄

創業の日から資格審査申請基準日の前日までの年月数から、営業の休止・停止等の年月数の合計を除いた年数（年未満切捨て）を記入してください。

記載例（様式第3号）

様式第3号

営業経歴書

商号又は名称 **㈱内丸コンサルタント**

創 業	昭和59年 10月 1日
営 業 の 休 止 、 停 止 等 の 期 間	年 月 日から
	年 月 日まで
	合計 年 箇月
現 組 織 へ の 変 更	平成10年 1月 1日
備 考	
昭和59年10月 1日 内丸設計営業開始	
平成10年 1月 1日 法人化し㈱内丸コンサルタント設立	
現在に至る。	

資 格 審 査 申 請 基 準 日 の 前 日	令和7年12月31日
（創業の日から資格審査申請基準日の前日までの期間）—（営業の休止、停止等の期間）	営業年数 満 41 年

登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）

- (1) 申請日前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
- (2) 個人の場合の身分証明書は、市町村長発行のものを提出してください。

納税証明書

次に掲げる申請日前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください※1※2。なお、電子納税証明書は、電子データをメールで提出してください。

- (1) **【必須】国税に係る証明書…未納の税額がないことの証明**
 法人の場合：その3の3（法人税と消費税及地方消費税）
 個人の場合：その3の2（申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税）
 - (2) **【県内に本店又は営業所を有する方のみ】県税に係る証明書…未納の税額がないことの証明**
 様式第111号（※証明する税目は、県が賦課徴収するすべての税目です。納税者（法人の場合は代表者）以外の方が交付請求する場合には委任状が必要となりますのでご注意ください。）
- ※1 新規設立で納期未到来等の理由により証明を得ることができない場合には、事業開始等申告書の写しを提出してください。
- ※2 税の徴収猶予を受けている場合は、国税：「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」及び県税：「徴収猶予承認通知書」の写しを提出してください。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類

- (1) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務がある者は次のとおりです。

雇用保険	・労働者が1人でも雇用される事業所
健康保険	・常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所
厚生年金保険	・法人の事業所

- (2) 保険に加入する義務がある申請者は、次に掲げる書類を提出してください。

	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
加入義務あり	・労働（雇用）保険の保険料申告書（写し） ・直近1回（期）分の領収書（写し） 【労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合】 ・事務組合発行の保険料納入通知書（写し） ・直近1回分の領収書（写し）	日本年金機構の年金事務所発行の保険料の直近1回分の領収書（写し） 【健康保険組合に加入している場合（年金事務所から適用除外の承認を受け、組合国保（中建国保等）に加入している場合を含む。）】 ・直近1回分の、健康保険組合の保険料の領収書（写し） ・厚生年金保険の領収書（写し）	
加入義務なし	・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（様式第3号の2）		

※ 領収書については、日本年金機構の年金事務所等の「口座振替通知書」又は「納入証明書」など、払込状況を確認できるその他の書類をもって代えることができます。

- (3) 最近になって初めて雇用保険等に参加した場合は、次の書類を提出してください。

雇用保険	・雇用保険適用事業所設置届の事業主控え（写し）
健康保険	・健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え（写し）
厚生年金保険	

技術者経歴書（様式第4号）

- (1) 建設関連業務に専ら従事する常勤の役員及び職員のうち、全ての技術者（実務経験者を含む）について記入してください。
- (2) 様式第1号（その2）において申請業務として申請する業務ごと（※業種ごとではありません）に作成してください。また、「氏名」欄の記入については、本店及び営業所ごとにまとめて記入し、氏名の直前に括弧書きで本店又は営業所名を記載してください。
- (3) 「学校の種類」欄には、大学、高等専門学校等の別を記載してください。
- (4) 「法令による免許等」欄には、業務に関し法律等による免許等を受けた資格を記載してください。また、部門別の資格（技術士等）を保有している場合には、その部門名まで記入してください。
- (5) 「業務経歴」欄には、最近のものから記載し、様式第1号（その2）において申請業務として申請する業務において従事し、資格審査申請基準日時点において完了した業務名を記載してください。
- (6) 次に掲げる申請業務についても作成が必要です。

業 種	申請業務
建築関係建設コンサルタント	調査一般
土木関係建設コンサルタント	交通量調査、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査

- (7) 国（地方整備局等）や他都道府県の様式による提出は認めておりません。

記載例（様式第4号）

様式第4号

（申請業務名） 測量（地上測量）

大学、高等専門学校等の別を記載

技術者経歴書

常勤の役員及び職員のうち、全ての技術者（実務経験者を含む）について記入。

・申請業務として申請する業務ごと（業種ごとではありません）に作成。
・国（地方整備局等）や他都道府県の様式による提出は認めておりません。

氏 名	最 終 学 歴		法令による免許等		業 務 経 歴	経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名 称	取得年月日		
（本店）花巻一郎	大学	地質学鉱物学科	測量士	平成 10 年 3 月 24 日	〇〇市調査業務	15 年 9 月
（仙台）青葉三郎	大学	開発工学科	測量士	平成 15 年 3 月 11 日	〇〇改良工事測量業務	21 年 9 月
（盛岡）北上二郎	高校	土木工学科	測量士補	平成 21 年 3 月 14 日	〇〇市調査業務	4 年 9 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月

申請業務に係る技術者業務経歴書（様式第 5 号）

(1) 本様式について

「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号（その 2）」において申請する業務ごと（※業種ごとではありません）の技術者のうち 1 名について作成してください（申請する業務に係る技術者が複数名いる場合であっても、1 名分のみを作成してください。）。

なお、次に掲げる申請業務については、作成不要です。

業 種	申請業務
建築関係建設コンサルタント	調査一般
土木関係建設コンサルタント	交通量調査、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査

(2) 「申請業務名」欄

「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号（その 2）」において申請する業務名を記入してください。

(3) 「技術者名」欄

申請する業務ごと（※業種ごとではありません）の技術者のうち 1 名の氏名を記入してください。

(4) 「申請業務に係る保有資格名」欄

「技術者名」欄に記入した技術者が有する資格のうち、別表 1 「申請業務に係る技術者一覧表」（P47～P49）において、申請業務の右欄に掲げる資格等名を記入してください。

(5) 「従事業務名」、「従事期間」欄

「技術者名」欄に記入した技術者が、申請業務において、過去 10 年間に従事し、資格審査申請基準日時点において完了した業務経歴を記入してください。

記載例（様式第 5 号）

様式第 5 号

技術者 1 名について作成（申請する業務に係る技術者が複数名ある場合においても、1 名。）。

・申請業務として申請する業務ごと（業種ごとではありません）に作成。
・国（地方整備局等）や他都道府県の様式による提出は認めておりません。

申請業務に係る技術者業務経歴書

（申請業務名） **地上測量** （技術者名） **花巻一郎** （申請業務に係る保有資格等名） **測量士**

従 事 業 務 名	従 事 期 間
〇〇漁港災害測量調査設計	年 10 月 1 日～ 年 3 月 20 日
〇〇市測量調査業務	年 5 月 20 日～ 年 11 月 15 日
	年 月 日～ 年 月 日

申請業務に係る業務実績書（様式第 6 号）

(1) 本様式について

「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号（その 2）」において申請する業務ごと（※業種ごとではありません）に作成します。

(2) 記入する業務実績

過去 10 年間に発注者から直接受注した業務のうち、主な完成業務です。

（再委託された業務及び工事請負契約による完成工事等は、記入しないでください。）

(3) 「受注代金の額」欄

消費税込みの金額を記入してください。

(4) 次に掲げる申請業務についても、作成が必要です。

業 種	申請業務
建築関係建設コンサルタント	調査一般
土木関係建設コンサルタント	交通量調査、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査

(5) 国（地方整備局等）や他都道府県の様式による提出は認めておりません。

記載例（様式第 6 号）

様式第 6 号

過去 10 年間に発注者から直接受注した業務のうち、
主な完成業務を記入

・申請業務として申請する業務ごと（業種ごとでは
ありません）に作成。
・国（地方整備局等）や他都道府県の様式による提
出は認めておりません。

申請業務に係る業務実績書

「受注代金の額」：消費税込みの金額を記入

（申請業務名） 地上測量

（商号又は名称）

（株）内丸コンサルタント

発 注 者	実施業務名	業務の規模等	業務履行場所の ある都道府県名	受注代金の額	業務履行期間
国土交通省 〇〇地方整備局	〇〇漁港災害測量調査 設計	横断測量 1.2KM	〇〇県	千円 69,200	年 10 月 ～ 年 3 月
〇〇県	〇〇市測量調査業務	測量 2.2KM	〇〇県	84,500	年 5 月 ～ 年 11 月

県内営業所一覧表（様式第7号）

(1) 本様式について

技術者（実務経験者を含む。以下同じ）が1名以上常駐し、別紙（P55）の基準を満たす営業所（本店を除く。）を岩手県内に有する場合に作成してください。

(2) 「技術者数」欄

常駐する技術者（下記(3)で記入する技術者を含む）の人数を記入してください。

(3) 「常駐技術者」欄

- ① 氏名欄は、記入した営業所に常駐する技術者のうち1名の氏名を記入してください。
- ② 現住所欄は、氏名欄に記入した常駐技術者の現住所を記入してください。
- ③ 通勤方法欄は、氏名欄に記入した常駐技術者について、現住所地から営業所までの主たる通勤方法を記入してください。

記載例（様式第7号）

様式第7号

県内営業所一覧表

商号又は名称 (株)内丸コンサルタント

営業所								
名 称	所在地	郵便番号	電話番号	FAX番号	技術者数 (人)	常駐技術者		
						氏名	現住所	通勤方法
盛岡営業所	盛岡市〇〇町88-8	020- xxxx	019-xxx -xxxx	019-xxx -xxxx	2	盛岡 一郎	花巻市〇〇町字〇〇 44-4	電車
北上営業所	北上市〇〇町字〇〇 99-9	024- xxxx	0197-xx -xxxx	0197-xxx -xxx	3	北上 二郎	北上市〇〇町字〇〇 55-5	自家用車

備考 1 「技術者数（人）」の欄には、営業所に常駐する技術者の人数を記載してください。

2 技術者の常駐について疑義が生じる場合には、常駐を確認する書類を求める場合があります。

(A4)

東北各県営業所一覧表（様式第8号）

(1) 本様式について

- ① 県内業者は、作成不要です。
- ② 県外業者で、技術者（実務経験者を含む。以下同じ）が1名以上常駐し、別紙（P55）の基準を満たす営業所を東北各県（岩手県を除く）に有する場合に作成してください。

(2) 「技術者数」欄

常駐する技術者（下記(3)で記入する技術者を含む）の人数を記入してください。

(3) 「常駐技術者」欄

- ① 氏名欄は、記入した営業所に常駐する技術者のうち1名の氏名を記入してください。
- ② 現住所欄は、氏名欄に記入した常駐技術者の現住所を記入してください。
- ③ 通勤方法欄は、氏名欄に記入した常駐技術者について、現住所地から営業所までの主たる通勤方法を記入してください。

記載例（様式第8号）

様式第8号

東北各県営業所一覧表

商号又は名称 （株）内丸コンサルタント

営業所								
名 称	所在地	郵便番号	電話番号	F A X 番号	技術者数 (人)	常駐技術者		
						氏名	現住所	通勤方法
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区 〇〇1-2-3	980- ××××	022-××× -××××	022-××× -××××	15	仙台 一郎	仙台市〇〇区〇〇 60-6	電車

- 備考 1 「技術者数（人）」の欄には、営業所に常駐する技術者の人数を記載してください。
- 2 技術者の常駐について疑義が生じる場合には、常駐を確認する書類を求める場合があります。

(A4)

法人・個人の事業開始等申告書の写し

- (1) 「県内営業所一覧表（様式第7号）」又は「東北各県営業所一覧表（様式第8号）」に記入した営業所について、各都道府県又は各市町村に提出した事業開始等申告書の写しを提出してください。
- (2) 事業開始等申告書が提出できない場合には、法人事業税又は法人市町村民税の納税証明書の写し等、営業所の存在を確認できる公的機関が発行した書類を提出してください。
- (3) 登記事項証明書により確認できる営業所については、提出する必要はありません。

営業所の基準を満たすことが確認できる資料

- (1) 提出資料
岩手県を含む東北各県に営業所を有する場合には、営業所の基準（P55）を満たすことを確認するため、次の資料を提出してください。なお、基準を満たしていない場合は、営業所として認められません。
 - ① 営業所の平面図（営業所と住宅を併用している場合は建物全体の平面図）
 - ② 次に掲げる写真
 - ・建物外観の全景がわかるもの
 - ・営業所の入口がわかるもの
 - ・商号を表す看板の設置がわかるもの（表示場所及び表示形態が明確に判別できるもの）
 - ・営業所内部の全景がわかるもの
 - ・机・椅子・電話等の事務用品が備わっている状況がわかるもの
 - ・電気等の設備が備わっている状況がわかるもの
- (2) 営業所には技術者（実務経験者を含む）1人以上が常駐している必要があります。
- (3) 営業所の基準を満たすことを確認するため、必要に応じて立入調査を実施する場合があります。

県内技術者一覧表（様式第9号・様式第9号（その2）・様式第9号（その3））

- (1) 岩手県内に営業所を有しない県外業者は、作成不要です。
- (2) 「技術者経歴書（様式第4号）」に記入した職員のうち、岩手県内の本店及び営業所に勤務している技術者（実務経験者を含む。以下同じ）について記入してください。
- (3) 各職員について、該当する資格欄に○印を記入してください。
- (4) 記入にあたっては、次の事項に留意してください。
 - ① 技術士の総合技術監理部門の資格を有する職員については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術士とみなして記入してください（様式第9号）

【例】

 - ・ 総合技術監理部門（建設一道路）を有する
→ 建設部門（道路）に1人として記入
 - ・ 1人で建設部門（道路）と総合技術監理部門（建設一道路）を有する
→ 建設部門（道路）に1人として記入
 - ② 技術士及びRCCM資格の同一部門の資格を有する職員については、技術士資格のみに○印を記入してください（様式第9号）

【例】

 - ・ 1人で技術士（建設トンネル）及びRCCM（トンネル）を有する
→ 技術士（建設トンネル）にのみ1人として記入
 - ③ 等級別の資格（士・士補、1級・2級等）については、有している上位の等級にのみ○印を記入してください（様式第9号・様式第9号（その3））
 - ④ 上記①から③により記入したうえで、部門別の資格（技術士、RCCM等）を複数有する職員については、有している全ての部門に○印を記入してください（様式第9号・様式第9号（その3））
 - ⑤ 別表1「申請業務に係る技術者一覧表」備考4（P49）の表の左欄に掲げる資格を有する職員については、それぞれ同表右欄の資格を有するものとして記入してください（様式第9号）
 - ⑥ 土木関係建設コンサルタントにおける大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の職員及び高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の職員については、次により記入してください（様式第9号（その2））
 - ・ 1人の技術者につき1つの業務に限り記入できること
 - ・ 技術士及びRCCMの資格保有者については、当該保有資格に対応する業務以外の1つの業務について記入できること
- (5) 技術者の記入が複数枚にわたる場合は、頁ごとに小計を記入し、最後の頁に合計を記入してください。
- (6) 県内業者のうち、県外に営業所を有しない方については、「建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号（その3））」に記入した技術者数と本様式の技術者数を一致させてください。

記載例（様式第9号）

県内技術者一覧表

商号又は名称 (株)内丸コンサルタント

氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	小計	合計
	北 上 二 郎	内 丸 花 子																									
資格等名	盛岡営業所	盛岡営業所																									
測量士	○																									1	1
一級建築士																										1	1
建築設備士																											
機械（流体機器）																											
機械（機構ダイナミクス・制御）																											
機械（加工・生産システム・産業機械）																											
電気（電力・エネルギーシステム）																											
電気（電気応用）																											
電気（電子応用）																											
電気（情報通信）																											
電気（電気設備）																											
建設（土質及び基礎）																											
建設（鋼構造及びコンクリート）																											
建設（都市及び地方計画）																											
建設（河川、砂防及び海岸・海洋）																											
建設（港湾及び空港）																											
建設（電力土木）																											
建設（道路）																											
建設（鉄道）																											
建設（トンネル）																											
建設（施工計画、施工設備及び積算）																											
建設（建設環境）																											
上下水道（上水道及び工業用水道）																											
上下水道（下水道）																											
衛生（建築物環境衛生管理）																											
衛生（水質管理）																											
衛生（廃棄物・資源循環）																											
農業（農業農村工学）																											
森林（森林土木）																											
水産（水産土木）																											
情報工学																											
応用理学（地質）																											
環境（環境保全計画）																											
環境（環境測定）																											
環境（自然環境保全）																											
河川、砂防及び海岸・海洋																											
港湾及び空港																											
電力土木																											
道路																											
鉄道																											
上水道及び工業用水道																											
下水道																											
農業土木																											
森林土木																											
造園																											
都市計画及び地方計画																											
地質																											
土質及び基礎																											
鋼構造及びコンクリート																											
トンネル																											
施工計画、施工設備及び積算																											
建設環境																											
機械																											
水産土木																											
電気電子																											

(A4)

(その2)

氏 名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	小計	合計
		北 上 二 郎	内 丸 花 子																									
資格等名		盛 岡 業 務 所	盛 岡 業 務 所																									
大学・高等学校を卒業後当該業務経験20年以上の技術者	機械（流体機器）																											
	機械（機構ダイナミクス・制御）																											
	機械（加工・生産システム・産業機械）																											
	電気（電力・エネルギーシステム）																											
	電気（電気応用）																											
	電気（電子応用）																											
	電気（情報通信）																											
	電気（電気設備）																											
	建設（土質及び基礎）																											
	建設（鋼構造及びコンクリート）																											
	建設（都市及び地方計画）																											
	建設（河川、砂防及び海岸・海洋）																											
	建設（港湾及び空港）																											
	建設（電力土木）																											
	建設（道路）																											
	建設（鉄道）																											
	建設（トンネル）																											
	建設（施工計画、施工設備及び積算）																											
	建設（建設環境）																											
	上下水道（上水道及び工業用水道）																											
	上下水道（下水道）																											
	衛生（建築物環境衛生管理）																											
	衛生（水質管理）																											
	衛生（廃棄物・資源循環）																											
	農業（農業農村工学）																											
森林（森林土木）																												
水産（水産土木）																												
情報工学																												
応用理学（地質）																												
環境（環境保全計画）																												
環境（環境測定）																												
環境（自然環境保全）																												
高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験25年以上の技術者	機械（流体機器）																											
	機械（機構ダイナミクス・制御）																											
	機械（加工・生産システム・産業機械）																											
	電気（電力・エネルギーシステム）																											
	電気（電気応用）																											
	電気（電子応用）																											
	電気（情報通信）																											
	電気（電気設備）																											
	建設（土質及び基礎）																											
	建設（鋼構造及びコンクリート）																											
	建設（都市及び地方計画）																											
	建設（河川、砂防及び海岸・海洋）																											
	建設（港湾及び空港）																											
	建設（電力土木）																											
	建設（道路）																											
	建設（鉄道）																											
	建設（トンネル）																											
	建設（施工計画、施工設備及び積算）																											
	建設（建設環境）																											
	上下水道（上水道及び工業用水道）																											
	上下水道（下水道）																											
	衛生（建築物環境衛生管理）																											
	衛生（水質管理）																											
	衛生（廃棄物・資源循環）																											
	農業（農業農村工学）																											
森林（森林土木）																												
水産（水産土木）																												
情報工学																												
応用理学（地質）																												
環境（環境保全計画）																												
環境（環境測定）																												
環境（自然環境保全）																												

(A4)

(その3)

氏 名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	小計	合計
		北 上 二 郎	内 丸 花 子																									
資格等名		本店又は 配置営業所																										
	測量士補																											
	二級建築士		○																								1	1
	建築積算士																											
	J S C A建築構造士																											
	1級管工事施工管理技士																											
	2級管工事施工管理技士																											
	第1種電気工事士																											
	第2種電気工事士																											
	1級電気工事施工管理技士																											
	2級電気工事施工管理技士																											
	1級土木施工管理技士																											
	環境計量士（濃度）																											
	環境計量士（騒音・振動）																											
	第一種電気主任技術者																											
	第二種電気主任技術者																											
	第三種電気主任技術者																											
	伝送交換主任技術者																											
	線路主任技術者																											
	1級造園施工管理技士																											
	農業土木技術管理士																											
	畑地かんがい技士																											
	林業技士（森林土木）																											
	地質調査技士																											
	農業水利施設機能総合診断士																											
	農業農村地理情報システム技士																											
	農業用ため池管理保全技士																											
	不動産鑑定士																											
	補償業務管理士（土地調査）																											
	補償業務管理士（土地評価）																											
	補償業務管理士（物件）																											
	補償業務管理士（機械工作物）																											
	補償業務管理士（営業補償・特殊補償）																											
	補償業務管理士（事業損失）																											
	補償業務管理士（補償関連）																											
	補償業務管理士（総合補償）																											
	土地改良補償業務管理者																											
	土地調査業務経験7年以上の者																											
	土地評価業務経験7年以上の者																											
	物件業務経験7年以上の者																											
	機械工作物業務経験7年以上の者																											
	営業補償・特殊補償業務経験7年以上の者																											
	事業損失業務経験7年以上の者																											
	補償関連業務経験7年以上の者																											

備考1 該当する部分に○印を記入してください。

- 「小計」の欄は、ページごとの各技術者の人数の合計を記入してください。「合計」の欄は、最終ページにおいて、各技術者の小計の合計を記入してください。
- 土木関係建設コンサルタントにおける大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者及び高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者については、次により申請することができます。
 - 1人の技術者につき、1つの業務に限り申請することができます。
 - 技術士及びRCCMの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の1つの業務について申請することができます。

(A4)

県内実務経験者数等一覧表（様式第10号）

- (1) 岩手県内に営業所を有しない県外業者は、作成不要です。
- (2) 各欄には、「県内技術者一覧表（様式第9号（その2）・様式第9号（その3）」に記入した実務経験者及び補償業務管理士の合計を記入してください。
- なお、本様式の記入対象職員がいない場合は、作成不要です。

記載例（様式第10号）

県内実務経験者数等一覧表

商号又は名称 (株)内丸コンサルタント

業種区分	資格等名	実務経験者 (大学等卒・20年以上)	実務経験者 (高校等卒・25年以上)	有資格者	実務経験者 (7年以上)
土木及び 地質関係	機械（流体機器）	人	人	—	—
	機械（機構ダイナミクス・制御）	人	人	—	—
	機械（加工・生産システム・産業機械）	人	人	—	—
	電気（電力・エネルギーシステム）	人	人	—	—
	電気（電気応用）	人	人	—	—
	電気（電子応用）	人	人	—	—
	電気（情報通信）	人	人	—	—
	電気（電気設備）	人	人	—	—
	建設（土質及び基礎）	人	人	—	—
	建設（鋼構造及びコンクリート）	人	人	—	—
	建設（都市及び地方計画）	人	人	—	—
	建設（河川、砂防及び海岸・海洋）	人	人	—	—
	建設（港湾及び空港）	人	人	—	—
	建設（電力土木）	人	人	—	—
	建設（道路）	人	人	—	—
	建設（鉄道）	人	3	人	—
	建設（トンネル）	人	人	—	—
	建設（施工計画、施工設備及び積算）	人	人	—	—
	建設（建設環境）	人	人	—	—
	上下水道（上水道及び工業用水道）	人	人	—	—
	上下水道（下水道）	人	人	—	—
	衛生（建築物環境衛生管理）	人	人	—	—
	衛生（水質管理）	人	人	—	—
	衛生（廃棄物・資源循環）	人	人	—	—
	農業（農業農村工学）	人	人	—	—
	森林（森林土木）	人	人	—	—
	水産（水産土木）	人	人	—	—
	情報工学	人	人	—	—
	応用理学（地質）	人	人	—	—
	環境（環境保全計画）	人	人	—	—
	環境（環境測定）	人	人	—	—
	環境（自然環境保全）	人	人	—	—
補償関係	補償業務管理士（土地調査）	—	—	3 人	—
	補償業務管理士（土地評価）	—	—	3 人	—
	補償業務管理士（物件）	—	—	2 人	—
	補償業務管理士（機械工作物）	—	—	2 人	—
	補償業務管理士（営業補償・特殊補償）	—	—	1 人	—
	補償業務管理士（事業損失）	—	—	2 人	—
	補償業務管理士（補償関連）	—	—	2 人	—
	補償業務管理士（総合補償）	—	—	3 人	—
	土地調査業務	—	—	—	人
	土地評価業務	—	—	—	1 人
	物件業務	—	—	—	人
	機械工作物業務	—	—	—	人
	営業補償・特殊補償業務	—	—	—	1 人
	事業損失業務	—	—	—	人
	補償関連業務	—	—	—	人

備考1 「実務経験者（大学等卒・20年以上）」とは、大学又は高等専門学校を卒業後、「資格名等」欄に掲げる業務経験が20年以上の実務経験者です。

2 「実務経験者（高校等卒・25年以上）」とは、高等学校又は専修学校を卒業後、「資格名等」欄に掲げる業務経験が25年以上の実務経験者です。

3 「実務経験者（7年以上）」とは、「資格名等」欄に掲げる業務経験が7年以上の実務経験者です。

(A4)

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第 11 号）
役員の一覧表（様式第 11 号の 2）

暴力団、暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者は資格審査を受けることができませんので、本様式に記載された内容を確認のうえ、必要事項を記載して提出してください。

(1) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

(2) 暴力団員

暴力団の構成員をいいます。

(3) これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- ① 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- ② 暴力団員を雇用している者
- ③ 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であること又は①から⑥までのいずれかの行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事等（建設関連業務を含む。）の下請等（再委託を含む。）をさせる者

岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(4)～(6) [略]

（県の事務における措置）

第 6 条 県は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する公共工事の発注、物品の購入その他の県の事務（以下「公共工事の発注等」という。）により暴力団を利することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 [略]

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3～5 [略]

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

7・8 [略]

記載例（様式第 11 号）

様式第 11 号

令和 年 月〇〇日

岩手県知事 達増 拓也 様

住所 東京都千代田区〇〇町〇〇—〇〇
商号又は名称 株式会社内丸コンサルタント
代表者氏名 代表取締役 盛岡一郎

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

私は、岩手県が岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号。以下「条例」という。）に基づき、建設関連業務の発注により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別紙参照の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、岩手県から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
- 3 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、本誓約書、建設関連業務競争入札参加資格審査申請書その他の書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供することに同意します。
- 4 私は、岩手県警察本部からの通知又は岩手県からの照会に対する岩手県警察本部からの回答により、本誓約書 1 に該当することが確認された場合、建設関連業務競争入札参加資格の不認定その他の排除措置に従います。
- 5 私は、建設関連業務競争入札参加資格の不認定その他の排除措置を受けた場合、岩手県が住所又は所在地、氏名又は名称並びに排除措置理由及び内容を岩手県公式ホームページへの掲載その他の方法により公表することに同意します。

※ 様式第 11 号は、必ず次頁に掲げる「別紙」を添付若しくは両面印刷のうえ、提出してください。

— 参 照 —

1 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2 暴力団員

暴力団の構成員をいいます。

3 これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団員であること又は(1)から(6)までのいずれかの行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事等（建設関連業務を含む。）の下請等（再委託を含む。）をさせる者

岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
 - (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
 - (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
 - (4)～(6) [略]
- （県の事務における措置）

第 6 条 県は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する公共工事の発注、物品の購入その他の県の事務（以下「公共工事の発注等」という。）により暴力団を利することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 [略]
- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3～5 [略]
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 7・8 [略]

記載例（様式第11号の2）

役 員 の 一 覧 表

本店の所在地	東京都千代田区〇〇町〇〇—〇〇
商号又は名称 (カタカナ)	ウチマルコンサルタント
商号又は名称 (漢字)	株式会社内丸コンサルタント
代表者職・氏名	代表取締役 盛岡 一郎

No.	氏名 (カタカナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (男・女)	役職	住所
			年号	年	月	日			
1	モリオカ イチロウ	盛岡 一郎	S	24	10	24	男	代表取締役	東京都葛飾区〇〇町〇〇—〇〇
2	ウチマル ジロウ	内丸 二郎	S	36	5	1	男	取締役	東京都渋谷区〇〇丁目〇〇
3	イワテ タロウ	岩手 太郎	S	40	1	3	男	取締役	岩手県盛岡市内丸〇〇—〇
4	モリオカ ハナコ	盛岡 花子	S	44	4	4	女	監査役	岩手県盛岡市加賀野〇〇—〇
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

注1 この表には、次に該当する者を記載してください。

- (1) 法人にあっては、登記されているすべての役員
- (2) 個人にあっては、その者（事業主）
- 2 記載された個人情報、岩手県警察本部に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、その他の目的には使用しません。
- 3 記入欄が不足する場合は、複数枚に分けて作成してください。
- 4 氏名の氏と名の間は一字空けること。
- 5 年号は、大正:T、昭和:S、平成:Hと記載してください。

ISO 認証取得証明書の写し

- (1) 国際標準化機構が定めた ISO9001 又は ISO14001 を認証取得している者は、資格審査申請基準日において登録済かつ有効な登録証などの認証取得証明書の写しを提出してください。

※ 審査登録機関に登録を申請中の段階で、認証取得証明書の写しを提出できない場合は認められません。

- (2) 英文のみの証明書の写しを提出する場合には、その日本語訳も併せて添付してください。

Ⅲ 資格者名簿登録後の手続きについて

1 申請書に記載した事項の変更等の届出

次の表の左欄に該当する変更等があった場合には、速やかに同表右欄に掲げる提出書類を提出してください。

なお、次の表に該当しない変更事項（例：受任者の変更）については、変更届を提出しないでください。

(1) 提出書類

変更事項	提出書類
本店の所在地	①建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第12号） ②登記事項証明書（写し可）
商号又は名称、代表者※1	
連絡先又は営業所の所在地等	①建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第12号） ②営業所の存在が確認できる次のいずれかの書類 ・登記事項証明書（写し可） ・事業開始等申告書の写し ・公的機関が発行した書類
岩手県を含む東北各県のいずれかに <u>営業所を新設※2※3</u>	①建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第12号） ②営業所の存在が確認できる次のいずれかの書類 ・登記事項証明書（写し可） ・事業開始等申告書の写し ・公的機関が発行した書類 ③県内営業所一覧表（様式第7号）又は東北各県営業所一覧表（様式第8号） ④営業所を確認できる書類（平面図及び写真）（P25 参照）
岩手県を含む東北各県のいずれかの <u>営業所を廃止※2</u>	①建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第12号）
廃業（会社の廃業の他、名簿登録の抹消希望、業種や業務の廃止を含む）	①廃業届（様式第13号）
資本関係・人的関係に関する事項	①「資本関係・人的関係に関する変更届出書」（様式第16号） ②変更後の「資本関係・人的関係に関する届出書」（様式第15号）（P41 参照）

※1 代表者等の変更に伴い、年間委任状の記載事項に変更が生じた場合は、変更後の年間委任状を併せて提出してください（P40 参照）。

※2 営業所は、技術者（実務経験者を含む。以下同じ）が1名以上常駐し、別紙（P55）の基準を満たすものをいいます。

※3 技術者の状況に変更が生じた場合は、Ⅲ2「技術者の状況の届出」（P37）を提出してください。

(2) 提出方法及び提出先

I 11（P8）の「申請書類の提出先」に掲げる受付機関（受付場所）に郵送又は持参により、提出してください。

記載例（様式第 12 号）

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

届出者 郵便番号

住 所 東京都千代田区〇〇町〇〇—〇〇
(ふりがな) うちまるこんさるたんと

商号又は名称 株式会社 内丸コンサルタント

代表者氏名 代表取締役 岩手 太郎

資格者番号 第 50-×××号

建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届

先に提出した令和 8・9 年度建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の記載事項に変更がありましたので、変更の事実を証明する書面を添えて次のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者	代表取締役 盛岡 一郎	代表取締役 岩手 太郎	年 月 日
営業所の新設		一関営業所	年 月 日

届出が必要な変更事項が確認の上、記入してください。なお、以下の事項の変更は届出不要です。

- ・受任者（ただし、年間委任状を提出している場合は、年間委任状の提出が必要。）
- ・建設コンサルタント登録

また、申請業種及び業務の追加は、変更届で手続きできません。

記載例（様式第 13 号）

様式第 13 号

〇年〇月〇日

岩手県知事 達増 拓也 様

届出者 郵便番号

101-0000

住 所

東京都千代田区〇〇町〇〇—〇〇

(ふりがな)

うちまるこんさるたんと

商号又は名称

株式会社内丸コンサルタント

代表者氏名

代表取締役 盛岡一郎

電話番号

03-1234-5678

廃 業 届

下記のとおり営業を廃止しましたので届け出ます。

記

- 資格者番号 第 50-×××号
- 資格者名 株式会社内丸コンサルタント
- 業務の種類 測量 建築・土木・地質・補償
- 廃業年月日 〇年〇月〇日
- 廃業の理由 測量業務を廃止したため

業種のうち一部の申請業務のみの廃業を届け出る場合は、業種の名称の後に括弧書きで廃業する申請業務の名称を記載した上で、丸印で囲むこと。
(例：土木（道路）)

登録要件を満たさなくなった業種及び業務を名簿から削除したい場合も廃業届

2 技術者の状況の届出

技術者の採用・退職、新たな資格の取得など技術者の状況に変更が生じた場合は、次の区分に応じ書類を提出してください。

(1) 提出書類

区 分	提出書類	
	様式	添付書類
岩手県内に本店又は営業所を有する方	・技術者状況届（様式第 14 号）及び別紙 ・県内技術者一覧表（様式第 9 号）※1 ・県内実務経験者数等一覧表（様式第 10 号）※1 ・技術者経歴書（様式第 4 号）※2	技術者の資格を証明できる書類※3（資格者証又は免状等）の写し（新たに技術者を雇用したとき又は技術者が新たに資格を取得した場合に限る）
県外業者で、県内に営業所を有しない方	・技術者状況届（様式第 14 号）及び別紙	

※1 県外業者で、県内の技術者に状況に変更がない場合は、提出不要です。

※2 新たに雇用した技術者を実務経験者として提出する場合は、「技術者経歴書（様式第 4 号）」に当該技術者について記入し、提出してください。該当者がいない場合は、提出不要です。

※3 別表 2（P50）を確認してください。なお、建設コンサルタント登録規程等による現況報告書の写しを提出することにより資格を証明できる場合は、提出を省略することができます。その場合は、届出の対象となる技術者名に朱書きで下線を引くなど技術者が判別できるようにしてください。

(2) 提出期間

次に掲げる区分に応じた時期（ただし、土日祝日は除きます。）に提出してください。

区 分	提 出 時 期
令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までに変更が生じた場合	令和 8 年 6 月 1 日以降、速やかに提出してください。
令和 8 年 6 月 1 日以降に変更が生じた場合	変更が生じた都度、提出してください。

(3) 提出方法及び提出先

I 11（P8）の「申請書類の提出先」に掲げる受付機関（受付場所）に郵送又は持参により、提出してください。

記載例（様式第 14 号）

様式第 14 号

○年○月○日

岩手県知事 達増 拓也 様

郵便番号 101-0000
住 所 東京都千代田区〇〇町〇〇-〇〇
(ふりがな) うちまるこんさるたんと
商号又は名称 株式会社内丸コンサルタント
代表者氏名 代表取締役 岩手 太郎

技術者状況届

先に登録された建設関連業務に係る競争入札参加資格者の技術者について、○年○月○日現在の状況を別紙のとおり届け出ます。

記

- 1 資格者番号 第 50- ×× 号
- 2 登録年月日 令和 年 6月 1日
- 3 業務の種類 測量・建築・土木・地質・補償

申請事務担当者

部課名 営業部 担当者氏名 盛岡 次郎 電話番号 019-629-5942

別紙

		商号又は名称					
資格者の状況	業種区分	資格区分	資格者数		資格区分	資格者数	
			令和〇年 1月1日 現在	令和〇年 〇月〇日 現在		令和〇年 1月1日 現在	令和〇年 〇月〇日 現在
	測量関係	測量士	17 人	20 人	測量士補	3 人	3 人
	建築関係	一級建築士	3 人	3 人	二級建築士	1 人	人
		建築設備士	1 人	1 人	建築積算士	人	人
					J S C A 建築構造士	人	人
					1 級管工事施工管理技士	2 人	2 人
					2 級管工事施工管理技士	人	人
					第 1 種電気工事士	1 人	1 人
					第 2 種電気工事士	人	人
					1 級電気工事施工管理技士	人	人
					2 級電気工事施工管理技士	人	人
					1 級土木施工管理技士	14 人	16 人
					環境計量士 濃度	2 人	2 人
					騒音・振動	人	人
					第一種電気主任技術者	人	人
					第二種電気主任技術者	人	人
					第三種電気主任技術者	人	人
					伝送交換主任技術者	人	人
					線路主任技術者	人	人
					河川、砂防及び海岸・海洋	1 人	1 人
					港湾及び空港	1 人	1 人
					電力土木	人	人
					道路	人	人
					鉄道	人	人
					上水道及び工業用水道	人	人
					下水道	人	人
					農業土木	人	人
					森林土木	人	人
					造園	人	人
					都市計画及び地方計画	人	人
					地質	1 人	1 人
					土質及び基礎	人	人
					鋼構造及びコンクリート	人	人
					トンネル	人	人
					施工計画、施工設備及び積算	人	人
					建設環境	人	人
					機械	1 人	1 人
					水産土木	人	人
					電気電子	人	人
					1 級造園施工管理技士	1 人	1 人
					農業土木技術管理士	人	人
					畑地かんがい技士	人	人
					林業技士（森林土木）	人	人
					地質調査技士	人	人
					農業水利施設機能総合診断士	人	人
					農業農村地理情報システム技士	人	人
					農業用ため池管理保全技士	人	人
					不動産鑑定士	人	人
					補償業務管理士	人	人
					土地改良補償業務管理者	人	人

備考 1 「資格者数」の欄には、常勤の役員及び職員のうち、有資格技術者の人数を資格区分ごとに記入してください。

2 総合技術監理部門の技術士については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術士とみなして記入してください。

3 「資格者数」の欄のうち左側の記入欄には資格審査申請基準日又は直前の変更時点における有資格者の人数を、右側の記入欄には変更の生じた日における有資格者の人数を記入してください。

(A4)

3 事業承継等があった場合

次のいずれかに該当し、引き続き資格者名簿への登録を希望する者は、再度資格審査を申請する必要がある場合があります。必要となる手続きについて、速やかに県土整備部建設技術振興課まで相談願います。

- ① 資格者名簿に登録されている者から営業又は事業の全部又は一部を承継した場合
- ② 資格者名簿に登録されている者が営業又は事業の一部を譲渡した場合

4 年間委任状の提出

県外業者で、入札等の権限を代表者から支店長等に委任する場合は、年間委任状を提出してください。

(1) 提出時期

令和8年5月下旬頃郵送予定の資格審査結果の通知が届き次第

なお、これによらない時期に提出されたものと認められる場合は、当該年間委任状を受け付けることができないため、返却することがあります。

(2) 提出先

県土整備部建設技術振興課

(3) 提出方法

(2) 提出先に郵送又は持参により提出してください。

(4) 提出様式

「指定様式（県外業者年間委任状）」 ※ 押印必要

(5) 有効期間

受付日から令和8・9年度の資格者名簿の有効期間（令和10年5月31日まで）とします。

(6) 無効として取り扱う年間委任状

次のいずれかに該当する委任状は、効力の無いものとして取り扱い、返却することがあります。なお、不明な点は、事前に提出先までご相談ください。

- 1 印影印刷による委任状
- 2 提出日や委任期間のない委任状
- 3 記載内容や委任事項に誤字脱字等のある委任状
- 4 虚偽の記載による委任状
- 5 記載事項や委任関係に変更が生じた場合の委任状

(7) 記載事項に変更が生じた場合の手続き

委任状の記載事項や委任関係に変更が生じた場合は、再度年間委任状を提出してください。

特に、代表者が変更となった場合は、速やかにⅢ1の変更届（P35）とともに年間委任状を提出してください。

5 資本関係・人的関係に関する届出

1 資本関係等がある場合の入札参加の取り扱い

岩手県が発注する建設関連業務については、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を認めない取扱いをしています。

建設関連業務競争入札参加資格者審査申請する者は、資本関係等がある会社の有無にかかわらず、「資本関係・人的関係に関する届出書」を必ず提出してください。

2 同一入札への同時参加が制限される基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する場合には、同一入札に参加することができません。

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

※ 親会社「等」は、組合（共同企業体を含む）及び個人を含みます。

※ 子会社「等」は、組合（共同企業体を含む）を含みます。

※ ただし、子会社等又は子会社等の一方が更生会社又は再生手続中の会社等であるときを除きます。

(2) 人的関係

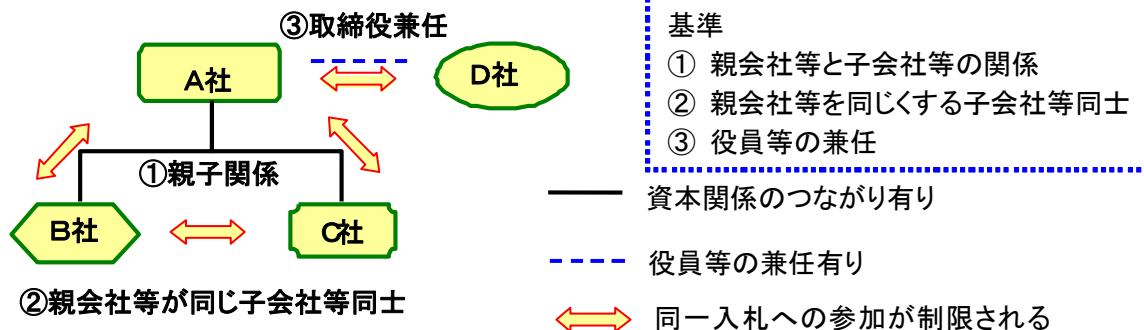
次のいずれかに該当する場合には、同一入札に参加することができません。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が更生会社又は再生手続中の会社等であるときを除きます。）

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【同一入札への同時参加が制限される場合／イメージ図】



3 提出方法及び期間等

(1) 対象者

全ての申請者（資本関係又は人的関係がある会社の有無にかかわらず提出してください。）

なお、届出を行うべき資本関係又は人的関係は、令和8・9年度建設関連業務競争入札参加資格申請を行う会社等同士のものに限ります。

(2) 提出先

令和8・9年度建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出先に同じ

（岩手県県土整備部建設技術振興課又は各広域振興局土木部（土木センター））

(3) 提出様式

資本関係・人的関係に関する届出書（様式第15号）

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出期間

令和 8・9 年度建設関連業務競争入札参加資格審査申請と同時に

(6) 届出事項に変更があった場合

「資本関係・人的関係に関する届出書」を提出した後に、資本関係又は人的関係に変更が生じた場合は、変更となった原因が生じた日から 2 週間以内に「資本関係・人的関係に関する変更届出書」（様式第 16 号）及び変更後の「資本関係・人的関係に関する届出書」（様式第 15 号）を岩手県県土整備部建設技術振興課（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1）に提出してください（郵送可）。

4 親会社等・子会社等及び役員の定義

(1) 親会社等・子会社等の定義

ア 親会社等及び子会社等とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 及び第 4 号の 2 に規定する親会社等・子会社等としています。

（会社法抜粋）

第 2 条第 3 号の 2（子会社等）

イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

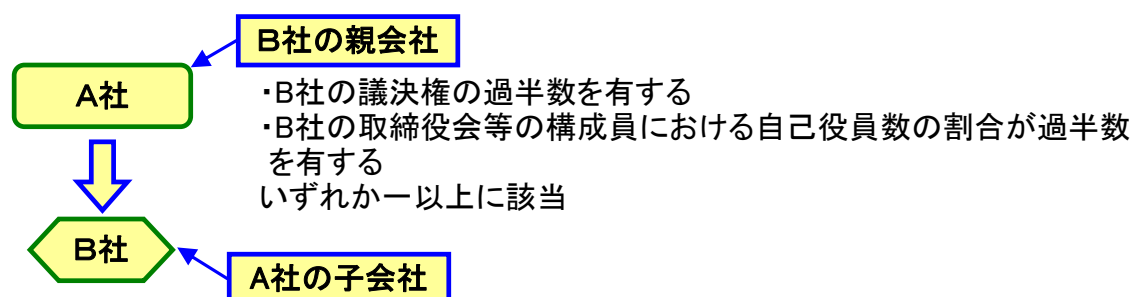
第 2 条第 4 号の 2（親会社等）

イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

イ 具体的なケース

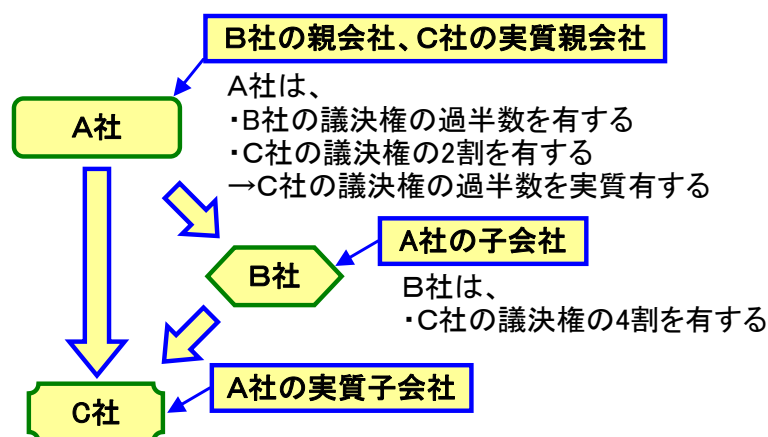
① ケース 1（親会社等と子会社等の関係）



○ 資本関係・人的関係に関する届出書に記入する対象会社等

届出者	親会社等欄	子会社等欄	備 考
A 社	—	B 社	・親会社等欄には何も記入せず、子会社等欄には B 社を記入する。
B 社	A 社	—	・親会社等欄には A 社を記入し、子会社等欄には何も記入しない。

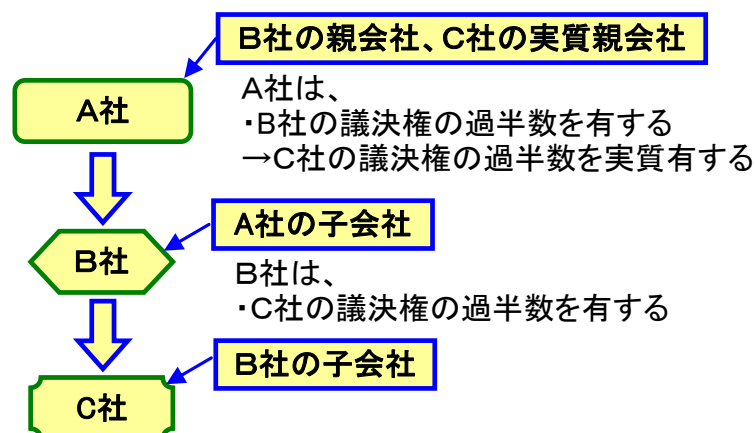
② ケース 2 (親会社等と子会社等の関係)



○ 資本関係・人的関係に関する届出書に記入する対象会社等

届出者	親会社等欄	子会社等欄	備 考
A 社	－	B 社、C 社	・親会社等欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社とC社を記入する。 ・親会社等欄にはA社を記入し、子会社等欄には何も記入しない。
B 社	A 社	－	
C 社	A 社	－	

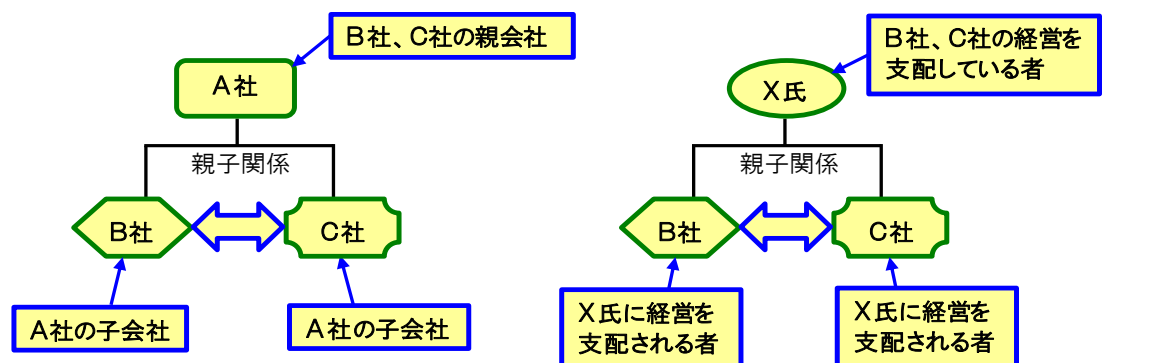
③ ケース 3 (親会社等と子会社等の関係)



○ 資本関係・人的関係に関する届出書に記入する対象会社等

届出者	親会社等欄	子会社等欄	備 考
A 社	－	B 社、C 社	・親会社等欄には何も記入せず、子会社等欄にはB 社とC 社を記入する。
B 社	A 社	C 社	・親会社等欄にはA 社を記入し、子会社等欄にはC 社を記入する。
C 社	A 社、B 社	－	・親会社等欄にはA 社とB 社を記入し、子会社等欄には何も記入しない。

④ ケース 4（親会社等を同じくする子会社等同士の関係）



B社とC社は、親会社を同じくする子会社等同士 B社とC社は、同一の者に経営を支配される子会社等同士

○ 資本関係・人的関係に関する届出書に記入する対象会社等

届出者	親会社等欄	子会社等欄	備 考
A 社	—	B 社、C 社	・親会社等欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社とC社を記入する。
X 氏	—	B 社、C 社	
B 社	A 社又はX 氏	—	・親会社等欄にはA 社又はX 氏を記入し、子会社等欄には何も記入しない。
C 社	A 社又はX 氏	—	

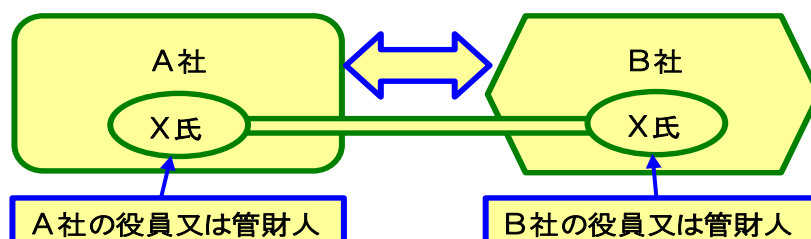
(2) 役員の定義

役員とは、次に掲げる事項に該当する者としています。

- ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④組合の理事
- ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人
- ⑦委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 届出者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。 制限の対象となる役員のみ記入してください。

※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。特に、指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。



X氏が役員を兼任、X氏が役員と管財人を兼任又はX氏が管財人を兼任

○ 資本関係・人的関係に関する届出書に記入する対象会社等

届出者	役員欄	兼任先の商号又は名称欄
A 社	X 氏	B 社
B 社	X 氏	A 社

記載例（様式第 15 号）

様式第 15 号

資本関係・人的関係に関する届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岩手県知事

様

住 所 101-0000
 商号又は名称 東京都千代田区〇〇町〇〇-〇
 代表者氏名 株式会社 内丸コンサルタント
 代表取締役 岩手 太郎
 (資格者番号 第 ー 号)

このことについて、下記のとおり届出をします。

届出時は記載不要です。

1 資本関係に関する事項 該当の有無 有・無 (どちらかに○)

(1) 親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの）

(その1)

商号又は名称	××××株式会社
本店住所	東京都〇〇区〇〇2-1
本店電話番号	03-××××-××××

(その2)

商号又は名称	
本店住所	
本店電話番号	

(2) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定によるもの）

商号又は名称	住 所
△△△△株式会社	岩手県△△市▲▲▲

該当がない場合は、忘れずに「無」を○で囲んでください。

2 人的関係に関する事項 該当の有無 有・無 (どちらかに○)

役 職	氏 名	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
取締役	◆◆ ◆◆	株式会社◆◆コンサルタント	取締役
取締役	◇◇ ◇◇	◇◇◇◇調査株式会社	代表取締役

記載例（様式第 16 号）

様式第 16 号

資本関係・人的関係に関する変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岩手県知事 様

住 所 101-0000
 商号又は名称 東京都千代田区〇〇町〇〇-〇
 代表者氏名 株式会社 内丸コンサルタント
 代表取締役 岩手 太郎
 (資格者番号 第 〇〇 - 〇〇〇 号)

このことについて、下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 資本関係

変更前	変更後	変更年月日
子会社等 なし	■■コンサルタント株式会社 住所 岩手県盛岡市〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日

2 人的関係

変更前	変更後	変更年月日
取締役 〇〇 〇〇 〇〇〇株式会社 取締役		令和〇年〇月〇日
取締役 △△ △△ 株式会社△△△△ 取締役	取締役 ■■ ■■ 株式会社△△△建設 取締役	令和〇年〇月〇日

別表 1

申請業務に係る技術者一覧表

業務		資格等
測量	地上測量	測量士
	地図の調整	測量士
	航空測量	測量士
建築関係建設コンサルタント	意匠	一級建築士又は二級建築士のいずれか
	構造	一級建築士、二級建築士、又は J S C A 建築構造士のいずれか
	暖冷房	技術士・衛生工学部門(建築物環境衛生管理)、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築物環境衛生管理）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	衛生	技術士・衛生工学部門(建築物環境衛生管理)、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築物環境衛生管理）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	電気	技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門（電気電子－電気設備）、R C C M（電気電子）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第一種、第二種又は第三種)、電気工事士(第一種又は第二種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	建築積算	一級建築士、二級建築士又は建築積算士のいずれか
	機械設備積算	技術士・機械部門(加工・生産システム・産業機械)、技術士・総合技術監理部門（機械－加工・生産システム・産業機械）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
土木関係建設コンサルタント	電気設備積算	技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門（電気電子－電気設備）、R C C M（電気電子）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第一種、第二種又は第三種)、電気工事士(第1種又は第2種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	土質及び基礎	技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門（建設－土質及び基礎）、R C C M（土質及び基礎）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	鋼構造物及びコンクリート	技術士・建設部門(鋼構造物及びコンクリート)、技術士・総合技術監理部門（建設－鋼構造物及びコンクリート）、R C C M（鋼構造物及びコンクリート）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	河川、砂防及び海岸	技術士・建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士・総合技術監理部門（建設－河川、砂防及び海岸・海洋）、R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	電力土木	技術士・建設部門(電力土木)、技術士・総合技術監理部門（建設－電力土木）、R C C M（電力土木）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	道路	技術士・建設部門(道路)、技術士・総合技術監理部門（建設－道路）、R C C M(道路)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	トンネル	技術士・建設部門(トンネル)、技術士・総合技術監理部門（建設－トンネル）、R C C M（トンネル）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
建設機械	施工計画、施工設備及び積算	技術士・建設部門(施工計画、施工設備及び積算)、技術士・総合技術監理部門（建設－施工計画、施工設備及び積算）、R C C M（施工計画、施工設備及び積算）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	建設機械	技術士・機械部門(機構ダイナミクス・制御)、技術士・機械部門（加工・生産システム・産業機械）、技術士・総合技術監理部門（機械－機構ダイナミクス・制御）、技術士・総合技術監理部門（機械－加工・生産システム・産業機械）、R C C M（機械）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか

土木関係建設コンサルタント	造園	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設－都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地域計画又は造園)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は1級造園施工管理技士のいずれか
	鉄道	技術士・建設部門(鉄道)、技術士・総合技術監理部門(建設－鉄道)、RCCM(鉄道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	上水道及び工業用水道	技術士・上下水道部門(上水道及び工業用水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道－上水道及び工業用水道)、RCCM(上水道及び工業用水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	下水道	技術士・上下水道部門(下水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道－下水道)、RCCM(下水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	農業土木	技術士・農業部門(農業農村工学)、技術士・総合技術監理部門(農業－農業農村工学)、RCCM(農業土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士又は農業用ため池管理保全技士のいずれか
	森林土木	技術士・森林部門(森林土木)、技術士・総合技術監理部門(森林－森林土木)、RCCM(森林土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は林業技士(森林土木部門)のいずれか
	都市計画及び地方計画	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設－都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地方計画)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	港湾及び空港	技術士・建設部門(港湾及び空港)、技術士・総合技術監理部門(建設－港湾及び空港)、RCCM(港湾及び空港)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	建設環境	技術士・建設部門(建設環境)、技術士・衛生工学部門、技術士・環境部門、技術士・総合技術監理部門(建設－建設環境)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学部門の選択科目)、技術士・総合技術監理部門(環境部門の選択科目)、RCCM(建設環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
地質調査 補償関係 コンサルタント	水産土木	技術士・水産部門(水産土木)、技術士・総合技術監理部門(水産－水産土木)、RCCM(水産土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	電気・電子	技術士・電気電子部門、技術士・総合技術監理部門(電気電子の選択科目)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	地質調査	技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・応用理学部門(地質)、技術士・総合技術監理部門(建設－土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(応用理学－地質)、RCCM(土質及び基礎)、RCCM(地質)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は地質調査技士のいずれか
	土地調査	補償業務管理士(土地調査)、測量士、土地改良補償業務管理者又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	土地評価	補償業務管理士(土地評価)、不動産鑑定士又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	物件	補償業務管理士(物件)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	機械工作物	補償業務管理士(機械工作物)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	営業・特殊補償	補償業務管理士(営業補償・特殊補償)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	事業損失	補償業務管理士(事業損失)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
ト	補償関連	補償業務管理士(補償関連)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	不動産鑑定	不動産鑑定士

(備考) 1 技術士の括弧内は、二次試験における選択科目です。

2 RCCM及び補償業務管理士の括弧内は、部門です。

3 土木関係建設コンサルタントにおける大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者及び高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者(実務経験者)については、次により申告できます。

(1) 1人の技術者につき、1つの業務に限り申告することができます。

(2) 技術士及びRCCMの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の一つの業務について申告することができます。

(3) 実務経験の期間は当該業務に限る従事期間となりますので、申請においてはご注意ください。入札における事後審査において、内容については確認させていただきます。

4 次の表の左欄に掲げる資格を有する者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を有するものとみなします。

技術士・機械部門（流体機械）、技術士・機械部門（流体工学）	技術士・機械部門（流体機器）
技術士・機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）、技術士・機械部門（交通・物流機械及び建設機械）	技術士・機械部門（機構ダイナミクス・制御）
技術士・機械部門（機械設備）、技術士・機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）	技術士・機械部門（加工・生産システム・産業機械）
技術士・電気・電子部門	技術士・電気電子部門
技術士・電気電子部門（発送配変電）	技術士・電気電子部門（電力・エネルギーシステム）
技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸）	技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
技術士・水道部門	技術士・上下水道部門
技術士・衛生工学部門（廃棄物処理）、技術士・衛生工学部門（廃棄物管理計画）、技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）	技術士・衛生工学部門（廃棄物・資源循環）
技術士・衛生工学部門（空気調和施設）、技術士・衛生工学部門（建築環境施設）、技術士・衛生工学部門（大気管理）、技術士・衛生工学部門（空気調和）、技術士・衛生工学部門（建築環境）	技術士・衛生工学部門（建築物環境衛生管理）
技術士・農業部門（農業土木）	技術士・農業部門（農業農村工学）
技術士・林業部門（森林土木）	技術士・森林部門（森林土木）
技術士・総合技術監理部門（機械－流体工学）	技術士・総合技術監理部門（機械－流体機器）
技術士・総合技術監理部門（機械－交通・物流機械及び建設機械）	技術士・総合技術監理部門（機械－機構ダイナミクス・制御）
技術士・総合技術監理部門（機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）	技術士・総合技術監理部門（機械－加工・生産システム・産業機械）
技術士・総合技術監理部門（電気電子－発送配変電）	技術士・総合技術監理部門（電気電子－電力・エネルギーシステム）
技術士・総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物管理）	技術士・総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環）
技術士・総合技術監理部門（衛生工学－大気管理）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－空気調和）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築環境）	技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築物環境衛生管理）
技術士・総合技術監理部門（農業－農業土木）	技術士・総合技術監理部門（農業－農業農村工学）
RCCM（河川、砂防及び海岸）	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
RCCM（建設機械）	RCCM（機械）
RCCM（電気・電子）	RCCM（電気電子）

別表2 資格確認書類一覧表

資格名	資格を確認するための書類	注意事項
測量士	次のいずれか ○国土地理院長の登録通知書 ○名簿記載事項証明書 ○登録証明書	※試験合格証書は不可
測量士補		
一級建築士	○国土交通大臣の免許証	※設備設計一級建築士を取得の場合は、設備設計一級建築士証
二級建築士	○都道府県知事の免許証	
建築設備士	○(一社)建築設備技術者協会会長の登録証	※平成15年6月から有効期限は無期限となったため、有効期限の記載のある登録証はすべて無期限と読み替える ※試験合格証書は不可
建築積算士	次のいずれか ○(公社)日本建築積算協会会長の登録証 ○(公社)日本建築積算協会会長の更新の登録証	有効期限 3年間
J S C A 建築構造士	○(一社)日本建築構造技術者協会の登録証	有効期限 5年間 ※登録年月日から5年を経過していなければ認定証でも可
1級・2級 管工事施工管理技士	○国土交通大臣の合格証明書	
第一種・第二種電気工事士	○都道府県知事の免状	
1級・2級 電気工事施工管理技士	○国土交通大臣の合格証明書	
技術士（総合技術監理部門を含む）	○(公社)日本技術士会会長の登録証又は登録等証明書（ <u>選択科目が確認できるものに限る</u> ）	※建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロ該当者は不可
1級土木施工管理技士	○国土交通大臣の合格証明書	
環境計量士	○経済産業大臣の登録証	※濃度又は騒音・振動の区分の記載がない登録証の場合は、濃度及び騒音・振動それぞれに人数を記載すること
第一種・第二種・第三種 電気主任技術者	○経済産業大臣の免状	
伝送交換主任技術者	○総務大臣の資格者証	
線路主任技術者	○総務大臣の資格者証	
シビルコンサルティング マネージャ（R C C M）	次のいずれか ○(一社)建設コンサルタンツ協会会長の登録証 ○(一社)建設コンサルタンツ協会会長のR C C M登録等証明書	有効期限 4年間
1級造園施工管理技士	○国土交通大臣の合格証明書	
農業土木技術管理士	○(公社)土地改良測量設計技術協会会長の登録証書	有効期限 5年間 ※有効期間がない登録証書の場合は、登録年月日から5年を経過していなければ可

資格名	資格を確認するための書類	注意事項
畑地かんがい技士	○(一社)畑地農業振興会会長の登録証	有効期限 5年間
農業水利施設機能総合診断士	○(一社)農業土木事業協会会長の登録証	有効期限 5年間
農業農村地理情報システム技士	○(公社)土地改良測量設計技術協会会長の登録証	有効期限 5年間
農業用ため池管理保全技士	○(公社)土地改良測量設計技術協会会長の登録証	有効期限 5年間
林業技士	次のいずれか ○(一社)日本森林技術協会理事長の登録証 ○日本林業技士会の在籍証明書	平成19年度より5年更新(注)
地質調査技士	○(一社)全国地質調査業協会連合会の登録証	有効期限 5年間 ※地質調査業者登録規程第3条第1号イ該当者は不可
不動産鑑定士	○国土交通大臣の登録通知	
補償業務管理士	○(一社)日本補償コンサルタント協会会長の登録証	有効期限 5年間 ※資格証書は交付年月日から5年を経過していなければ可 ※合格証書は不可 ※補償コンサルタント登録規程第3条第1号イ該当者は不可
土地改良補償業務管理者	○(公社)土地改良測量設計技術協会会長の登録証	有効期限 資格登録後5年目の3月31日まで

※ 次の書類が提出され、資格を確認できる技術者については、上記の書類を省略できる。

①測量法第55条の8の規定による書類のうち

「添付書類(ホ)(法第55条の3第4号)使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数の写し

②建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち

「ニ 使用人数」、「ホ 技術管理者」、「へ 技術士等一覧表」の写し

③地質調査業者登録規程第7条の規定による現況報告書のうち

「ニ 使用人数」、

「ホ 技術管理者、現場管理者」、

「へ (1)規程第3条第1号イ若しくはハに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の一覧表」、

「へ (2)規程第3条第2号イに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の数」の写し

④補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち

「ニ 使用人数」の写し

(注) 平成19年3月31日以前に認定登録された林業技士についても、平成19年度から有効期間を5年間として登録を更新しなければならない。

別表 3

建設関連業務資格審査事項評点数値表

1 客観点数

$$〔客観点数〕 = 3 \times A + B + 5 \times C + D$$

A：業種別年間平均実績高評点

B：自己資本額評点

C：技術力評点

D：営業年数評点

表A 業種別年間平均実績高

年 間 平 均 実 績 高	点 数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

表B 自己資本額

自 己 資 本 額 数 値	点 数
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10

「自己資本額数値」＝「自己資本額」／「年間平均実績高」×100

表C 技術力（業種別有資格者数）

合 計 数 値	点 数
110～	30
65～109	25
40～64	20
15～39	15
～14	10

表D 営業年数

営 業 年 数	点 数
35 年以上	30
25 年以上 35 年未満	25
15 年以上 25 年未満	20
5 年以上 15 年未満	15
5 年未満	10

「有資格者数数値」＝〔1級相当資格者数×5〕＋〔2級相当資格者数×2〕

〔参考〕

評 価 項 目	ウエイト	最 高 点	最 低 点
業種別年間平均実績高	30	30×3＝90点	10×3＝30点
自 己 資 本 額	10	30点	10点
技 術 力	50	30×5＝150点	10×5＝50点
営 業 年 数	10	30点	10点
計	100	300点	100点

2 主観点数

$$〔主観点数〕 = E + F$$

E：(1)による ISO シリーズ認証取得評点

F：(2)による指名停止措置等評点

(1) ISO シリーズ認証取得評点

申請者が、資格審査申請基準日において、国際標準化機構が定めた規格 ISO9001 又は ISO14001 の認証を取得している場合、5点（ただし、いずれの認証を取得している場合においても5点）とする。

(2) 指名停止措置等評点

ア 申請者が、申請書を提出する日の属する建設関連業務競争入札参加資格者名簿の有効期間中に「建設関連業務に係る指名停止等措置基準」（平成 18 年 6 月 6 日付け建技第 141 号）により指名停止措置を受けた場合、当該指名停止月数の合計月数に－5 を乗じた点数とする。

イ 申請者が、申請書を提出する日の属する建設関連業務競争入札参加資格者名簿の有効期間中に規程第 9 条の規定に基づき資格を取り消された場合、－30 点とする。

3 総合点数

$$〔総合点数〕 = 〔主観点数〕 + 〔客観点数〕$$

表 C における 1 級相当資格者及び 2 級相当資格者

業種区分	有資格者数	
	1 級 相 当 資 格 者	2 級 相 当 資 格 者
測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建築関係建設 コンサルタント業務	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の免許を受けている者及び建築士法施行規則（昭和 25 年建設省告示第 38 号）による建築設備士登録を受けている者	建築士法による二級建築士の免許を受けている者（一級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士の試験に合格し、登録を受けている者
土木関係建設 コンサルタント業務	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を流体力学、交通・物流機械及び建設機械又は加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道又は下水道とするものに限る。）、環境部門、衛生工学部門に合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成 4 年法律第 51 号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第 1 種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行う R C C M 資格試験に合格し、登録を受けている者、建設業法による技術検定のうち検定種目を 1 級の造園施工管理とするものに合格した者、公益社団法人土地改良測量設計技術協会の行う農業土木技術管理士資格試験に合格し、登録を受けている者、一般社団法人畑地農業振興会の行う畑地かんがい技士を養成する講習を修了し、畑地かんがい技士の登録を受けている者、一般社団法人農業土木事業協会の行う農業水利施設機能総合診断士の認定試験に合格し、農業水利施設機能総合診断士の登録を受けている者、公益社団法人土地改良測量設計技術協会の行う農業農村地理情報システム技士の認定試験に合格し、農業農村地理情報システム技士の登録を受けている者、公益社団法人土地改良測量設計技術協会の行う農業用ため池管理保全技士の認定試験に合格し、農業用ため池管理保全技士の登録を受けている者並びに一般社団法人日本森林技術協会の行う林業指導育成強化対策事業実施要領（昭和 58 年 4 月 2 日付け 58 林野組第 53 号林野庁長官通達）第 4 の 6 の（5）の規定による林業技士（森林土木部門の登録に限る。）の登録を受けている者

地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者、公益社団法人土地改良測量設計技術協会の行う土地改良補償業務管理者資格試験に合格し、登録を受けている者

※ 別表1「申請業務に係る技術者一覧表」備考4（P49）の表の左欄に掲げる資格を有する職員については、それぞれ同表右欄の資格を有するものとして記入すること

(別紙)

「建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間」における「営業所」の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間」4(4)に規定する営業所について、入札参加及び入札における公平性・公正性を確保するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設関連業務 建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程(昭和58年12月23日岩手県告示第1328号。以下「規程」という。)第2条に規定する建設関連業務をいう。
- (2) 資格審査 規程第3条第1項に規定する資格審査をいう。
- (3) 申請書 規程第4条第1項に規定する申請書をいう。
- (4) 名簿 規程第4条第2項第2号に規定する名簿をいう。
- (5) 資格者 規程第6条第1項に規定する資格者をいう。

(営業所の要件)

第3条 資格者から資格審査のために提出された申請書に記載の営業所とは、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 営業所には、名簿に記載された技術者(実務経験者を含む。)が1人以上配置されていて、常駐していること。
 - (2) 営業所の建物外部又は入り口ドア等に商号を表す看板等を表示し、独立した形態を整えていること。
 - (3) 営業所に事務を遂行するため必要な事務用品等が備わっていること。
 - (4) 営業所に対して、常時連絡が取れる体制となっていること。
- 2 前項第3号に規定する必要な事務用品等が備わっていることとは、机、椅子、電話等の事務用品及び電気等の設備が備わっており、その他の設備も含め、常時営業所として利用していることが明確であること。
- 3 技術者が不在の状態が頻繁である場合は、要件に該当しないものとみなす。
- 4 他の資格者と同居的な間仕切りなどのみの形態は、要件に該当しないものとみなす。
- 5 営業所と住宅を併用している場合は、営業所の実態を調査の上、総合的に判断する。

(営業所の立ち入り調査)

第4条 県は名簿に記載された営業所について、特に必要があると認められる時は立入調査を実施することができる。この時、資格者は、特別の理由がない限り調査に協力しなければならない。

(改善指導)

第5条 前条の立ち入り調査の結果、営業所としての要件に疑義が生じた場合は、県は資格者に対し、必要な改善を求めるとともに、期間を定めて報告を求め、再度確認のための調査を行う。

2 県は、特別の理由がなく調査を拒否した場合又は営業所の定義を満たさないと判断した場合には、名簿に係る営業所の記載を取り消すことができる。

附則

この取扱い基準は、平成22・23年度建設関連業務競争入札参加資格審査から適用する。

附則

この取扱い基準は、平成26・27年度建設関連業務競争入札参加資格審査から適用する。

申請書類提出チェックリスト（１／２）

１ 申請書類チェックリスト

※ 提出書類は、番号順にＡ４ファイルに綴られていますか

番号	申請書類	書類の有無
①	申請書類提出チェックリスト	有・無
①	建設関連業務競争入札参加資格審査申請書(様式第１号)	有・無
②	// (様式第１号(その２))	有・無
③	// (様式第１号(その３))	有・無
４	営業に関する登録証明書の写し	有・無
⑤	直前２年の実績高表(様式第２号)	有・無
⑥	計算書類（直前２年分）	有・無
７	測量法第５５条の８の規定による書類、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程または補償コンサルタント登録規程による現況報告書（直前２年分）	有・無
８	技術者の資格を確認できる書類（資格者証または免状等）	有・無
⑨	営業経歴書(様式第３号)	有・無
⑩	登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）	有・無
⑪	納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前１年間のもの）	有・無
⑫	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類 加入義務がない者は誓約書（様式第３号の２）	有・無
⑬	技術者経歴書(様式第４号)	有・無
１４	申請業務に係る技術者業務経歴書(様式第５号)	有・無
⑮	申請業務に係る業務実績書(様式第６号)	有・無
１６	県内営業所一覧表(様式第７号)	有・無
１７	東北各県営業所一覧表(様式第８号)	有・無
１８	法人・個人の事業開始等申告書の写し	有・無
１９	営業所の基準を満たすことが確認できる資料（平面図及び写真）	有・無
２０	県内技術者一覧表(様式第９号、様式第９号（その２）、様式第９号（その３））	有・無
２１	県内実務経験者数等一覧表（様式第１０号）	有・無
⑳	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第１１号、第１１号の２）	有・無
２３	ＩＳＯ認証取得証明書の写し	有・無
㉔	資本関係・人的関係に関する届出書（様式第１５号） ※ファイルに綴らないこと	有・無
㉕	返信用封筒 ※ファイルに綴らないこと	有・無

※ 番号に○印が付されている書類は必須書類です

申請書類提出チェックリスト（2/2）

2 申請書類内容チェックリスト

様式	チェック内容	確認
様式第1号	申請書を提出する日付、郵便番号、住所、名称、代表者氏名を記入していますか	
様式第1号 （その2）	測量及び建築関係建設コンサルタントの全業務、補償関係コンサルタントのうち不動産鑑定を申請する場合、法令で定める登録を受けていますか	
	営業所等一覧に〇印を記入した営業所には、資格を有する技術者が常駐していますか	
様式第2号	記入した金額は消費税を除いた金額となっていますか ※免税事業者の場合も消費税を除いた金額を記入してください	
計算書類	会計処理の別（税込又は税抜）を記入していますか	
有資格 確認資料	有効期限のあるRCCM等の資格は、資格審査申請基準日において有効なものですか	
様式第3号	「創業年月日」欄には、建設関連業務の営業を開始した年月日を記入していますか ※建設業等の建設関連業務以外の業務の開始日を記入しないでください	
納税証明書	証明書の様式は正しいですか 国税） 法人：その3の3 個人：その3の2 県税） 様式第111号（県内に営業所等を有しない方は不要です）	
様式第3号の 2	日付、住所、名称、代表者氏名を記入していますか	
様式第5号	様式第1号（その2）で〇印を付けた申請業務ごとに作成していますか	
	「技術者名」欄に記入した技術者は、申請要件となっている資格（手引き 別表1）を保有していますか	
様式第6号	様式第1号（その2）で〇印を付けた申請業務ごとに作成していますか	
営業所基準 確認資料	営業所と住宅を併用している場合、建物全体の平面図を添付していますか	
	写真は、撮影対象を明確に判別できるものですか	
様式第9号	県外業者で県内に営業所を有しない方は、作成は不要です	
	県内の本店又は営業所に勤務している職員について作成していますか	
様式第10号	県外業者で県内に営業所を有しない方は、作成は不要です	
様式第11 号、別紙	日付、住所、名称、代表者氏名を記入していますか	
	別紙は添付又は様式第11号と両面印刷しましたか	
様式第11号 の2	該当する者を漏れなく記載していますか	
	データをメールで送信しましたか	
ISO 認証取得 証明書	資格審査申請基準日において登録されていることを確認できますか	
ファイル	申請書を綴るファイル（色は任意）の表紙及び背表紙に資格者番号（ただし、継続申請の場合に限る。）及び「商号又は名称」を記入していますか。	

この手引きの内容に関するお問い合わせは、県内業者は最寄りの振興局土木部等まで、
県外業者は下記までお願いします。

岩手県県土整備部建設技術振興課（建設業振興担当）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

メール AG0002@pref.iwate.jp